

秋 田 県 過 疎 地 域 持 続 的 発 展 方 針

(令和8年度～12年度)

令 和 7 年 8 月

秋 田 県

目 次

第 1	基本的な事項	1
1	過疎地域の現状と問題点	1
2	過疎地域の持続的発展の基本的な方向	1 1
3	地域別の持続的発展の方向	1 8
4	広域的な経済社会生活圏の整備計画等との関連	2 4
5	準過疎対策の推進	2 4
第 2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	2 5
1	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針	2 5
2	移住及び定住の促進	2 5
3	地域間交流の促進	2 5
4	関係人口の創出	2 6
5	人材育成	2 6
第 3	産業の振興	2 6
1	産業の振興の方針	2 6
2	農林水産業の振興	2 7
3	地場産業の振興	3 0
4	企業の誘致対策	3 1
5	起業の促進	3 2
6	商業・サービス業の振興	3 3
7	情報関連産業の振興	3 3
8	観光の振興	3 4
9	コミュニティビジネスの促進	3 5
第 4	地域における情報化	3 5
1	地域における情報化の方針	3 5
2	情報化・デジタル化の推進	3 5
3	高速情報通信基盤の整備	3 5
4	I C Tを活用した教育の推進	3 6
5	デジタル人材の育成	3 6
第 5	交通施設の整備、交通手段の確保の促進	3 6
1	交通施設の整備、交通手段の確保の促進の方針	3 6
2	県道及び市町村道の整備	3 6
3	農道、林道及び漁港関連道の整備	3 7
4	交通確保対策	3 8

5	地域間交流の促進	3 8
第 6	生活環境の整備	3 9
1	生活環境の整備の方針	3 9
2	水道、下水処理施設等の整備	4 0
3	ごみ処理施設の整備等	4 0
4	消防・救急・防災体制の整備	4 0
5	快適な生活・居住環境の整備	4 1
第 7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	4 1
1	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針	4 1
2	少子化対策と子育て環境の確保を図るための対策	4 2
3	高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	4 3
第 8	医療の確保	4 4
1	医療の確保の方針	4 4
2	医師確保対策その他の医療確保対策	4 5
第 9	教育の振興	4 5
1	教育の振興の方針	4 5
2	公立幼稚園、小・中学校等の教育施設の整備等	4 5
3	集会施設、体育施設、社会教育施設の整備等	4 5
4	農山漁村体験活動の推進	4 6
第 10	集落の整備	4 6
1	集落の整備等の方針	4 6
2	地域コミュニティの形成等	4 6
第 11	地域文化の振興等	4 7
1	地域文化の振興等の方針	4 7
2	地域文化の振興等に係る施設の整備	4 7
3	地域文化の継承及び美しく風格のある県土の形成	4 7
第 12	再生可能エネルギーの利用の推進	4 8
1	再生可能エネルギーの利用の推進の方針	4 8
2	再生可能エネルギーの導入拡大	4 8
3	再生可能エネルギーの活用	4 8

この秋田県過疎地域持続的発展方針は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第１９号。以下「過疎法」という。）第７条の規定に基づいて定めるものであり、県が行う過疎地域の持続的発展のための施策の大綱であるとともに、過疎地域持続的発展市町村計画の指針となるものである。

本方針の期間は、令和８年度から令和１２年度までとする。

第１ 基本的な事項

１ 過疎地域の現状と問題点

（１）過疎地域の概況

本県２５市町村のうち過疎地域は２４市町村（過疎法第３条第１項又は第２項の規定により過疎地域とみなされる区域を有する１市、同法第４２条の規定により過疎地域とみなされる１市及び同法附則第７条第１項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を有する１市を含む。以下過疎地域及び特定市町村の区域とみなされる区域を含めて「過疎地域」という。）となっており、全県市町村数の９６％が過疎地域という厳しい状況となっている。

令和２年国勢調査では、過疎地域の総人口は約６３５千人で、県の総人口９６０千人の６６．２％を占めており、過疎地域の総面積は１０,７９９ｋ㎡で、県の総面積１１,６３８ｋ㎡の９２．８％を占めている。

また、過疎地域の人口密度は５９人／ｋ㎡、と県の平均８２人／ｋ㎡に比べて約７割と、低い水準になっている。

過疎地域市町村数、人口、面積等

区 分	市町村数		人口 (Ｒ２国勢調査)		面積 (Ｒ２国土地理院)		人口密度 (人／ｋ㎡)
	(団体)	構成比 %	(千人)	構成比 %	(ｋ㎡)	構成比 %	
過疎地域	２４	９６.０	６３５	６６.２	１０,７９９	９２.８	５９
全市町村	２５	—	９６０	—	１１,６３８	—	８２

過疎地域市町村の分布及びその指定状況の推移は、次頁以下の指定状況一覧表及び分布図のとおりであり、過疎化が全県域に拡大してきている。

過疎地域においては、かつて基幹産業として地域経済を支えてきた鉱山や林業など資源立地型の産業が、資源の枯渇や海外との競争激化の中で衰退したことに加え、稲作を中心とした農業の構造変化などにより生じた余剰労働力を十分に吸収できる産業が育っていないこと、また、交通体系の整備の遅れにより、首都圏からの地理的ハンディキャップを克服できず、大規模な企業集積が進まなかったことなどが相まって、若者を中心とした県外流出が続いている。こうした歴史的な背景も含めた複層的な要因により、人口減少が進行し地域社会における活力が低下している状況にある。

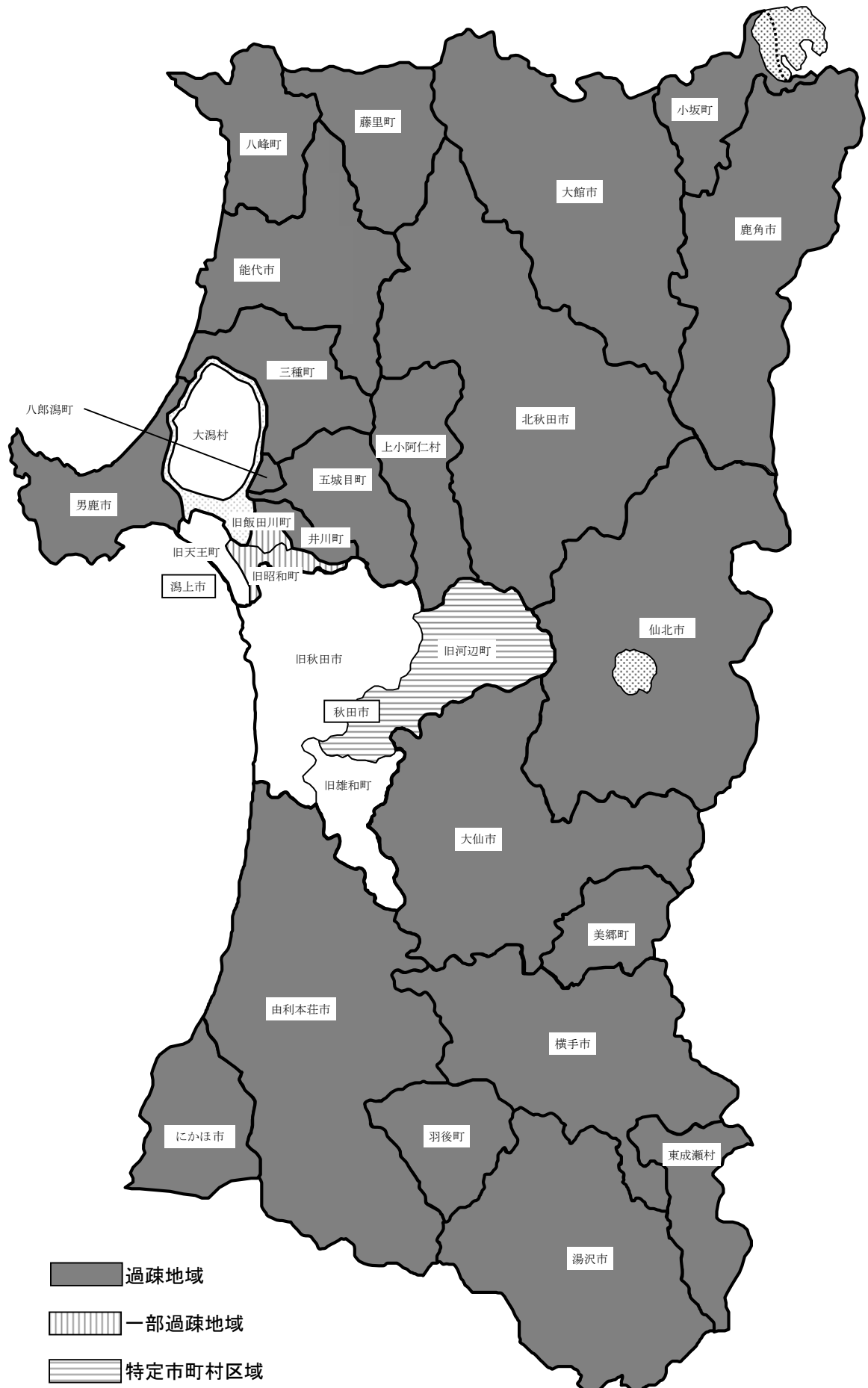
過疎地域指定状況一覧表

市町村名 (合併後)	市町村名 (合併前)	緊 急 法			振興法		活性化法		自立促進法							持続的発展支援法	
		S45.5.1	S46.4.30	S47.4.1	S55.4.1	S61.4.1	H2.4.1	H4.4.1	H12.4.1	H17.4.1	H18.3.27	H22.4.1	H26.4.1	H29.4.1	R3.4.1	R4.4.1	
秋田市 (H17.1.11編入合併)										○	○	○	○	○	○※2 (旧河辺町区域)	○※2 (旧河辺町区域)	
	河辺町				○			○									
	雄和町	○			○		○										
能代市 (H18.3.21合併)											○ (旧二ツ井町区域)	○ (全域)	○ (全域)	○ (全域)	○ (全域)	○ (全域)	
	二ツ井町						○		○	○							
横手市 (H17.10.1合併)	増田町				○		○		○	○							
	平鹿町						○		○	○							
	雄物川町				○		○		○	○							
	大森町		○		○		○		○	○							
	山内村				○		○		○	○							
大館市 (H17.6.20編入合併)	比内町		○		○		○		○	○		○	○	○	○	○	
	田代町	○			○		○		○	○							
男鹿市 (H17.3.22合併)	男鹿市								○		○	○	○	○	○	○	
	若美町	○			○		○		○								
湯沢市 (H17.3.22合併)	雄勝町		○		○		○		○		○	○	○	○	○	○	
	皆瀬村	○			○		○		○								
鹿角市	鹿角市		○ 旧尾去沢町	○ (全域)	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	
由利本荘市 (H17.3.22合併)	矢島町				○		○		○		○	○	○	○	○	○	
	岩城町				○		○										
	由利町	○			○		○		○								
	鳥海町	○			○		○		○								
	東由利町	○			○		○		○								
	大内町	○			○		○		○								
潟上市 (H17.3.22合併)															○ (旧昭和町、旧飯田川町区域)	○ (旧昭和町、旧飯田川町区域)	
	昭和町																
	飯田川町																
	天王町																
大仙市 (H17.3.22合併)	西仙北町						○		○		○	○	○	○	○	○	
	協和町	○			○		○		○								
	南外村				○		○		○								
北秋田市 (H17.3.22合併)	森吉町	○			○		○		○		○	○	○	○	○	○	
	阿仁町	○			○		○		○								
	合川町	○			○		○		○								
にかほ市															○	○	
仙北市 (H17.9.20合併)											○ (旧西木村地域)	○ (全域)	○ (全域)	○ (全域)	○ (全域)	○ (全域)	
	西木村						○		○	○							
小坂町	小坂町					○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	
上小阿仁村	上小阿仁村		○		○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	
藤里町	藤里町		○		○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	
三種町 (H18.3.20合併)											○ (旧琴丘町地域)	○ (全域)	○ (全域)	○ (全域)	○ (全域)	○ (全域)	
	琴丘町	○			○		○		○	○							
八峰町 (H18.3.27合併)	八森町		○		○		○		○	○		○	○	○	○	○	
	峰浜村				○		○		○	○							
五城目町	五城目町						○		○	○	○	○	○	○	○	○	
八郎潟町	八郎潟町												○	○	○	○	
井川町	井川町													○	○	○	
美郷町 (H16.11.1合併)	仙南村				○		○							○	○	○	
	羽後町				○				○	○	○	○	○	○	○	○	
	東成瀬村	○			○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	
合 計		21			32		36		34	25	19	20	21	23	24	24	

※1 斜線のある町村は合併により消滅したことを表す

※2 秋田市の旧河辺町は過疎地域ではないが、法附則第7条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域
(旧法における一部過疎地域として、6年間の経過措置が適用される区域)

過疎地域分布図



(2) 人口の動向

① 人口減少の推移

過疎地域における人口減少率の推移について見ると、昭和40年以降、5年毎の比較では、昭和50年までは概ね4～6%の減少を示し、その後、昭和50年から昭和60年にかけて減少率は鈍化傾向となり、1%前後の減少率で推移した。

平成2年から減少率は再び上昇し、平成27年から令和2年までの減少率は、最も大きい8.1%となっている。

過疎地域の人口減少率

区 分	5 年 間 比 較 増 減 率										
	S45/S40	S50/S45	S55/S50	S60/S55	H2/S60	H7/H2	H12/H7	H17/H12	H22/H17	H27/H22	R2/H27
過疎地域	△5.7	△3.7	△0.3	△1.6	△3.6	△2.7	△3.6	△4.9	△6.3	△7.4	△8.1
全市町村	△3.0	△0.7	2.0	△0.2	△2.1	△1.1	△2.0	△3.7	△5.2	△5.8	△6.2
区 分	25年間比較増減率							(注) 各年とも国勢調査人口による。			
	H2/S40	H7/S45	H12/S50	H17/S55	H22/S60	H27/H2	R2/H7				
過疎地域	△14.2	△11.5	△11.3	△15.5	△19.5	△22.6	△26.9				
全市町村	△4.1	△2.2	△3.5	△8.9	△13.4	△16.6	△20.9				

② 人口の自然増減・社会増減

本県においては、人口の流出を要因とする社会減による人口減少が主たる原因であったが、平成5年以降は社会減に加え、自然減（死亡者数が出生者数を上回ること。）による人口減少が進行するという深刻な状況が続いている。

昭和44年には、過疎地域市町村（過疎地域及び特定市町村の区域とみなされる区域を有する市については、当該区域のみを対象とする。）のうち自然減を示しているところはなかったが、平成9年には過疎地域市町村の全てが人口の自然減を示すという状況になっている。

③ 出生率

令和2年の本県の人口1,000人当たりの出生率は、人口の高齢化や合計特殊出生率の低下の結果、都道府県で唯一の4人台であり、全国最下位の水準にある。

なお、過疎地域は、非過疎地域よりも出生率が低い状況が続いている。

出生率の推移

(単位：‰)

区 分	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
全国平均	18.8	17.1	13.6	11.9	10.0	9.6	9.5	8.4	8.5	8.0	6.8
全県平均	14.3	14.2	13.0	10.9	9.0	8.2	7.6	6.7	6.2	5.7	4.7
過疎地域	13.7	13.5	12.6	10.5	8.7	7.9	7.2	6.4	5.8	5.3	4.2
非過疎地域	16.6	16.6	14.0	12.1	9.7	9.1	8.5	7.4	6.8	6.6	5.6

注) 各年とも秋田県衛生統計年鑑による。

平成17年度以降は秋田市旧河辺町区域、湯上市旧昭和町及び旧飯田川町区域の出生数が把握できていないため、両市全域を非過疎地域に含めている。

(3) 人口構成の推移

① 若年者比率の推移

過疎地域の若年者（１５歳から２９歳まで）人口及び構成率については、それぞれ減少傾向にあり、昭和５５年から昭和６０年までの５年間で３２千人（１７．７％減）と大幅に減少し、平成２年以降、減少率は鈍化傾向にあったが、平成１２年から平成１７年までの５年間は１４．２％減となっており、それ以降も減少率は１０％台後半で推移している。

また、昭和５０年の若年者人口は２０３千人で、構成率は２１．５％（全県２７９千人、２２．７％）であったが、令和２年には５７千人、９．０％（全県９７千人、１０．３％）まで減少している。

② 高齢者比率の推移

過疎地域の高齢者（６５歳以上）人口及び構成率については、著しい増加傾向にあり、昭和５０年には９１千人、構成率は９．６％（全県１０９千人、８．９％）であったが、令和２年には２５７千人、４０．６％（全県３５８千人、３７．６％）にまで上昇している。

③ 全国との比較等

全国平均の若年者比率及び高齢者比率の推移を見ると、若年者比率は、平成２年頃を境に減少傾向に転じ、高齢者比率は徐々に上昇傾向を示している。

一方、本県の過疎地域においては、若年者比率は全国平均よりも先に減少傾向が見られ、高齢者比率は年ごとに著しく上昇している。特に、令和２年の高齢化率の全国平均は２８．６％であるのに対し、本県の過疎地域における高齢化率は４０．６％となっており、高齢化の傾向が顕著となっている。

このほか、年少（０歳から１４歳まで）人口及び構成率については、若年者人口と同様に減少傾向にあり、昭和５０年には２０８千人、２２．０％であったが、平成令和２年には５８千人、９．１％と大幅な減少を示している。

生産年齢（１５歳から６４歳以下）人口及び構成率についても、年少・若年者人口と同様に減少が著しくなっている。

年齢階層別人口

(単位：千人、%)

区 分	昭和50年		昭和55年		昭和60年	
	過 疎	全 県	過 疎	全 県	過 疎	全 県
0歳～ 14歳	208 (22.0)	274 (22.2)	193 (20.5)	263 (21.0)	182 (19.6)	250 (20.0)
15歳～ 64歳	646 (68.4)	849 (68.9)	641 (68.0)	861 (68.5)	617 (66.5)	845 (67.4)
65歳 以上	91 (9.6)	109 (8.9)	108 (11.5)	132 (10.5)	128 (13.8)	158 (12.6)
計	945	1,232	943	1,257	927	1,254
15歳～ 29歳	203 (21.5)	279 (22.7)	181 (19.2)	255 (20.3)	149 (16.0)	217 (17.3)

区 分	平成2年		平成7年		平成12年	
	過 疎	全 県	過 疎	全 県	過 疎	全 県
0歳～ 14歳	158 (17.7)	220 (17.9)	133 (15.3)	189 (15.6)	113 (13.4)	163 (13.7)
15歳～ 64歳	582 (65.2)	816 (66.5)	548 (63.1)	787 (64.9)	508 (60.6)	746 (62.8)
65歳 以上	153 (17.1)	192 (15.6)	188 (21.6)	238 (19.6)	218 (26.0)	280 (23.5)
計	894	1,227	869	1,214	838	1,189
15歳～ 29歳	129 (14.5)	198 (16.1)	125 (14.4)	196 (16.2)	120 (14.3)	190 (16.0)

区 分	平成17年		平成22年		平成27年	
	過 疎	全 県	過 疎	全 県	過 疎	全 県
0歳～ 14歳	96 (12.0)	143 (12.4)	82 (11.0)	124 (11.4)	69 (10.0)	106 (10.5)
15歳～ 64歳	465 (58.4)	694 (60.6)	424 (56.8)	640 (59.0)	369 (53.6)	565 (55.7)
65歳 以上	236 (29.6)	308 (26.9)	240 (32.2)	320 (29.6)	251 (36.4)	343 (33.8)
計	797	1,146	747	1,086	691	1,023
15歳～ 29歳	103 (12.9)	163 (14.2)	83 (11.2)	133 (12.3)	68 (9.9)	112 (11.1)

区 分	令和 2 年	
	過 疎	全 県
0 歳～ 1 4 歳	58 (9.1)	93 (9.7)
1 5 歳～ 6 4 歳	318 (50.2)	501 (52.7)
6 5 歳 以上	257 (40.6)	358 (37.6)
計	635	960
1 5 歳～ 2 9 歳	57 (9.0)	97 (10.3)

注：各年とも国勢調査人口による（計には年齢不詳を含む。）

過疎地域の人口は、令和 4 年 4 月 1 日現在の過疎地域市町村により算出。

過疎地域には秋田市のうち旧河辺町区域、潟上市のうち旧昭和町及び旧飯田川町区域を含む。

(4) 産業別就業人口

過疎地域では、昭和45年には第一次産業就業人口が半数弱を占めていたが、令和2年には第三次産業が約6割を占めるに至っている。また、全就業人口が、非過疎地域では昭和45年から令和2年までの間に21.4%増加したのに対し、過疎地域では38.8%減少している。

① 第一次産業

過疎地域における農業就業者の割合は高いが、その割合は低下傾向にあり、昭和45年では45.3%（第一次産業就業者全体は47.9%）であったが、令和2年では10.7%（同11.5%）に減少している。

しかし、全県との比較では、第一次産業、特に農業就業者の割合が高くなっている。

② 第二次産業

第二次産業就業者の割合は、昭和45年は19.4%であったが令和2年には27.4%と増加しており、その内訳は、昭和45年では鉱業8.0%、建設業40.9%、製造業51.1%であったのに対し、令和2年では鉱業0.4%、建設業37.5%、製造業62.1%となっている。

このように、第二次産業就業者の割合が変化したのは、特に、昭和50年代における急激な円高による国内金属価格の大幅な下落により、鉱山や精錬所の採算がとれなくなったことと、製造業を中心とする企業の誘致が進んだことが大きな要因と考えられる。

③ 第三次産業

第三次産業就業者の割合は、昭和45年には32.8%であったが、昭和55年には42.1%となり、第一次産業就業者を逆転し産業別人口比率のトップとなった。その後も年々増加し、令和2年には61.1%となっている。

産業別就業人口の推移

(単位:人)

		S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
過疎 地域	<合計>	511,580	482,847	478,830	469,302	458,069	441,903	419,065	388,119	348,631	334,093	312,880
	第1次産業	244,798	188,967	136,415	124,446	96,690	72,704	58,546	55,447	45,218	41,947	35,918
	(農業)	231,775	176,803	124,456	114,897	89,463	67,757	54,986	52,767	42,218	39,200	33,538
	(林業)	9,845	9,112	9,190	7,187	5,503	3,662	2,465	1,685	2,205	2,056	1,887
	(水産業)	3,178	3,052	2,769	2,362	1,724	1,285	1,095	995	795	691	493
	第2次産業	99,070	112,556	140,825	145,869	161,206	158,530	145,306	117,754	99,168	91,628	85,753
	(鉱業)	7,891	5,875	4,440	4,020	1,418	1,179	1,029	689	422	410	345
	(建設業)	40,556	45,744	60,425	50,579	50,745	59,029	56,841	46,410	36,243	34,819	32,150
	(製造業)	50,623	60,937	75,960	91,270	109,043	98,322	87,436	70,655	62,503	56,399	53,258
	第3次産業	167,712	181,324	201,590	198,987	200,173	210,669	215,213	214,918	204,245	200,518	191,209
非過疎 地域	<合計>	124,433	134,023	145,645	149,784	156,453	166,832	169,320	161,875	154,475	148,774	151,014
	第1次産業	20,738	15,846	11,313	10,813	8,904	7,222	5,919	5,860	4,711	4,509	4,204
	(農業)	19,774	14,741	10,185	9,838	8,137	6,741	5,605	5,515	4,316	4,128	3,774
	(林業)	863	964	969	828	610	349	217	238	313	323	358
	(水産業)	101	141	159	147	157	132	97	107	82	58	72
	第2次産業	26,254	28,875	31,787	31,740	34,665	37,097	36,382	29,126	25,333	24,350	23,836
	(鉱業)	700	465	358	366	281	218	183	128	122	125	89
	(建設業)	10,253	12,290	15,073	13,430	14,422	17,327	18,194	14,698	12,513	11,922	12,051
	(製造業)	15,301	16,120	16,356	17,944	19,962	19,552	18,005	14,300	12,698	12,303	11,696
	第3次産業	77,441	89,302	102,545	107,231	112,884	122,513	127,019	126,889	124,431	119,915	122,974
全 県	<合計>	636,013	616,870	624,475	619,086	614,522	608,735	588,385	549,994	503,106	482,867	463,894
	第1次産業	265,536	204,813	147,728	135,259	105,594	79,926	64,465	61,307	49,929	46,456	40,122
	(農業)	251,549	191,544	134,641	124,735	97,600	74,498	60,591	58,282	46,534	43,328	37,312
	(林業)	10,708	10,076	10,159	8,015	6,113	4,011	2,682	1,923	2,518	2,379	2,245
	(水産業)	3,279	3,193	2,928	2,509	1,881	1,417	1,192	1,102	877	749	565
	第2次産業	125,324	141,431	172,612	177,609	195,871	195,627	181,688	146,880	124,501	115,978	109,589
	(鉱業)	8,591	6,340	4,798	4,386	1,699	1,397	1,212	817	544	535	434
	(建設業)	50,809	58,034	75,498	64,009	65,167	76,356	75,035	61,108	48,756	46,741	44,201
	(製造業)	65,924	77,057	92,316	109,214	129,005	117,874	105,441	84,955	75,201	68,702	64,954
	第3次産業	245,153	270,626	304,135	306,218	313,057	333,182	342,232	341,807	328,676	320,433	314,183

(各年とも国勢調査による)

(5) 人口増減の社会的要因

① 就業状況

本県のパートタイムを含めた有効求人倍率は、高度経済成長期に全国との格差が拡大し、昭和48年度には全国の1.74に対し0.37と格差は1.37にまで拡大したが、その後、本県の有効求人倍率に大きな動きが見られない中で全国の減少により縮小し、昭和50年代から平成にかけては0.2～0.5程度の格差で推移してきた。昭和62年度からはバブル景気の影響もあって有効求人倍率が大きく上昇し、平成2年度には1.03と1を初めて超え、バブル崩壊後には減少に転じたものの、平成5年度から平成11年度には全国を上回った時期もあった。その後、本県の有効求人倍率が0.4～0.6程度で推移する中、格差は0.4以上まで拡大したが、リーマンショック後の平成21年度は、本県0.32、全国0.45と平成に入ってから最低の数値となり、格差は0.13に縮小した。その後、労働力人口の減少に伴い全国的に人材獲得競争が激化する中で、0.1～0.2程度の格差を維持しながら、本県、全国共に平成30年度まで上昇を続け、本県1.53、全国1.62と過去最高を記録した。令和6年度は、本県1.26、全国1.25となっている。

(注) 厚生労働省「職業安定業務統計」

県内高校卒業者の県外就職者数は、最も古い統計が存在する昭和36年には3,965人(県外就職率46.5%)だったのが、昭和46年には7,058人(52.6%)まで増加した。その後は卒業者数の減少と就職率が低下していく中で減少し、令和6年は508人(28.6%)となっている。

一方、県内就職者数は、昭和36年の4,566人(県内就職率53.5%)から昭和44年には8,041人(54.7%)まで増加し、その後は昭和50年代前半や平成に入った直後に持ち直した以外は減少傾向にあり、令和6年は1,266人(71.4%)となっている。

(注) 文部科学省「学校基本調査」

② 高校卒業者の進学状況

県外への進学者数(大学+短大)及び進学率は、最も古い統計が存在する昭和46年には3,932人(82.1%)であったが、県外進学率の低下により減少傾向となり、昭和60年には2,682人(67.5%)まで減少した。その後、再び増加したものの、平成9年の4,139人(70.0%)をピークに減少に転じ、令和6年は2,515人(72.3%)となっている。

(注) 文部科学省「学校基本調査」

③ 所得格差

令和4年度の本県の1人当たり県民所得は2,769千円で、1人当たり国民所得3,273千円の84.6%にとどまっている。

(注) 秋田県「令和4年度秋田県県民経済計算」

2 過疎地域の持続的発展の基本的な方向

(1) これまでの過疎対策の成果と課題

これまで約55年間にわたって様々な過疎対策が講じられてきた結果、過疎地域においては、生活基盤としての道路や公共施設等の整備については一応の成果を見たものの、上下水道など住民の生活環境基盤については、未だに格差が残されている状況にある。

また、依然として全国との所得格差が存在し、雇用の場も不足している。人口動態は、社会減に加え、年齢構成の高齢化に伴い、出生数が減少する中で死亡数がそれを上回る自然減が進行するなど、厳しい社会情勢がかねてより継続しており、地域社会を担う人材の育成、地域経済の活性化、交通ネットワークや医療提供体制の確保、情報通信基盤や教育環境の整備、集落の維持及び活性化、農地、森林等の適正な管理等が喫緊の課題となっている。

【過疎対策による主要公共施設の整備状況】

① 市町村道の整備

過疎地域における市町村道の整備状況については、県代行事業の活用など計画的な整備により、県平均をやや下回るものの同程度の水準に達している。

市町村道の整備状況（令和5年度） (%)

	全国	全県	過疎地域
改良率	60.3	66.0	62.7
舗装率	80.2	65.6	62.6
自動車交通不能道比率	13.1	5.3	5.6

出典 国土交通省道路統計年報、道路現況調書（秋田県）

※ 過疎地域には秋田市のうち旧河辺町の区域、潟上市のうち旧昭和町及び旧飯田川町の区域を含まない。

② 上下水道等の整備

過疎地域における上水道等の整備状況については、普及率が全国と比較して10.1ポイント、全県と比較して3.7ポイント下回っており、引き続き整備の促進を図っていく必要がある。

また、下水道については、平成10年度から県代行事業及び県費補助事業を導入するなど未着手・未供用市町村の解消に努め、県代行による過疎地域における公共下水道の整備については平成21年度まで事業を実施し、下水道計画を有する全ての市町村で供用開始している。しかし、普及率は全国と比べ26.2ポイント低く大きな差があるほか、全県と比較しても12.2ポイント下回っており、依然として立ち後れている状況にある。

水道普及率(令和5年度) (%)

全国	全県	過疎地域
98.2	91.8	88.1

下水道普及率(令和5年度) (%)

全国	全県	過疎地域
81.4	69.1	55.2

出典 水道普及率：秋田県水道施設現況調査、下水道普及率：秋田県下水道マネジメント推進課調べ

※ 水道普及率の過疎地域には秋田市のうち旧河辺町の区域、潟上市のうち旧昭和町及び旧飯田川町の区域を含まない。

③ 医療施設の整備

過疎地域における医療施設の整備状況については、病院数及び病院病床数は県平均を若干下回るものの、概ね同水準にある。一般診療所数については、全県平均より9.4ポイント下回る一方、一般診療所病床数については、全国及び全県と同水準にある。過疎地域の住民がその生活圏の中で日常必要とする医療サービスが受けられる体制づくりを進めているものの、医療施設の偏在により、無医地区が存在している。

医療施設の整備状況（令和4年）

		全国	全県	過疎地域
病院数	1市町村当たり	4.7	2.6	1.9
病院病床数	人口1,000人当たり	11.9	15.1	14.1
一般診療所数	1市町村当たり	61.0	32.7	23.3
一般診療所病床数	人口1,000人当たり	0.6	0.7	0.7

出典 厚生労働省医療施設調査、秋田県の人口と世帯（月報）

※ 過疎地域には秋田市のうち旧河辺町の区域、潟上市のうち旧昭和町及び旧飯田川町の区域を含まない。

④ 老人福祉施設の整備

過疎地域における老人福祉施設の整備状況については、高齢者1,000人当たりの施設数では、ほとんどの施設において全県を上回っており、高齢化がより進展している過疎地域において、過疎対策の成果が現れている。

老人福祉施設の整備状況（令和5年）

		全国	全県	過疎地域
養護老人ホーム	(1市町村当たり)	0.53	0.60	0.55
	(高齢者1,000人当たり)	0.03	0.04	0.05
特別養護老人ホーム	(1市町村当たり)	6.42	6.40	5.59
	(高齢者1,000人当たり)	0.31	0.45	0.50
軽費老人ホーム	(1市町村当たり)	1.36	1.76	1.50
	(高齢者1,000人当たり)	0.06	0.12	0.13
デイサービスセンター	(1市町村当たり)	25.37	13.64	10.64
	(高齢者1,000人当たり)	1.21	0.96	0.95
老人福祉センター	(1市町村当たり)	1.08	0.56	0.59
	(高齢者1,000人当たり)	0.05	0.04	0.05

出典 養護老人ホーム・軽費老人ホーム・老人福祉センター

：厚生労働省社会福祉施設等調査、秋田県長寿社会課調べ

特別養護老人ホーム・デイ・サービスセンター

：厚生労働省介護サービス施設事業所調査、秋田県長寿社会課調べ

総務省人口推計、秋田県の市町村別・年齢別人口

※ 過疎地域には秋田市のうち旧河辺町の区域、潟上市のうち旧昭和町及び旧飯田川町の区域を含まない。

⑤ 社会教育施設の整備

過疎地域における社会教育施設の整備状況については、人口に対する整備率は県平均とほぼ同程度若しくはそれ以上の整備水準状況となっており、過疎対策の成果が現れている。

社会教育施設の整備状況（令和4年度）

	全国	全県	過疎地域
児童館数（人口 1,000 人当たり）	0.03	0.11	0.10
公民館数（人口 1,000 人当たり）	0.10	0.32	0.41
図書館数（人口 1,000 人当たり）	0.03	0.05	0.07
体育館数（人口 1,000 人当たり）	0.05	0.18	0.24
集会施設数（人口 1,000 人当たり）	1.26	3.82	4.78

出典 総務省公共施設状況調査、総務省人口推計、秋田県の人口と世帯（月報）

※ 過疎地域には秋田市のうち旧河辺町の区域、潟上市のうち旧昭和町及び旧飯田川町の区域を含まない。

旧過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎対策の実績

県計画の実績

(単位：百万円、%)

区 分	H12-16		H17-21		H22-27		H28-R2	
	事業費	比率	事業費	比率	事業費	比率	事業費	比率
1 産業の振興	103,003	47.0	88,940	54.3	132,130	66.9	516,032	90.6
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	100,499	45.9	52,117	31.7	38,599	19.5	36,317	6.4
3 生活環境の整備	11,837	5.4	3,320	2.0	116	0.1	3,728	0.7
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	212	0.1	6,031	3.7	7,793	3.9	7,015	1.2
5 医療の確保			1,409	0.9	4,839	2.5	4,361	0.8
6 教育の振興	3,019	1.4	9,833	6.0	11,443	5.8	1,422	0.2
7 集落の整備					128	0.1	67	0.0
8 地域文化の振興	561	0.2	2,273	1.4	1,255	0.6	539	0.1
9 その他					1,173	0.6		
合 計	219,131	100.0	163,923	100.0	197,476	100.0	569,481	100.0

市町村計画の実績

(単位：百万円、%)

区 分	H12-16		H17-21		H22-27		H28-R2	
	事業費	比率	事業費	比率	事業費	比率	事業費	比率
1 産業の振興	39,211	16.5	30,912	15.0	39,628	13.3	48,504	16.8
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	44,416	18.8	29,864	14.4	47,278	15.9	82,428	28.6
3 生活環境の整備	105,791	44.7	84,210	40.5	122,668	41.2	82,237	28.5
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	17,087	7.2	15,680	7.5	17,221	5.8	20,332	7.1
5 医療の確保	1,582	0.7	19,795	9.5	11,408	3.8	9,738	3.4
6 教育の振興	25,844	10.9	25,120	12.1	54,747	18.4	32,612	11.3
7 集落の整備	196	0.1	263	0.1	2,327	0.8	1,972	0.7
8 地域文化の振興	2,523	1.1	920	0.4	1,518	0.5	5,349	1.8
9 その他			1,130	0.5	738	0.3	5,178	1.8
合 計	236,650	100.0	207,894	100.0	297,533	100.0	288,350	100.0

(2) 過疎対策の方向性

過疎地域は、県土の大半を占め、食料、水及びエネルギーの安定的な供給、自然災害の発生の防止、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、多様な文化の継承、良好な景観の形成等の多面にわたる機能を有し、これらが発揮されることにより、過疎地域のみならず都市部に居住する県民も含めて、生活に豊かさと潤いを与えるとともに、県土の多様性を支えている。

また、新型コロナウイルス感染症の流行を契機として、これまでの社会規範や生活様式が転換しつつあり、テレワーク等の定着や地方への回帰への関心が一層高まる中、東京一極集中を是正し国土の均衡ある発展を図るため、全国的にも過疎地域の担うべき役割が、一層重要なものとなっている。

これまで過疎対策として、非過疎地域との格差が残る道路や上下水道などの社会インフラの整備を進めてきたほか、地域に賦存するあらゆる資源や地域内外の多様な主体の力を活用するなどしながら、過疎地域がそれぞれの個性を発揮して自立できる地域社会の構築を目指して取組を進めてきた。

今後は、これまでの取組に加え、近年における過疎地域への移住者の増加、革新的な技術の創出、デジタル技術を利用した働き方へのシフトといった過疎地域の課題解決に資する動きを加速させ、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を図られるよう、全力を挙げて取り組むことが必要である。

① 生活環境基盤等社会資本の整備

道路等の社会資本については、非過疎地域との格差は着実に縮まり、生活環境の快適性も高まっているが、道路ネットワークは地域発展の根幹をなし、過疎地域の持続的発展のために不可欠な基本的要素であること、上下水道などの生活環境基盤については格差が存在していることから、引き続き地域間格差是正の観点から、積極的かつ効率的に生活環境基盤を含めた社会資本整備を進めていく必要がある。

地域を離れた人々が再び戻ろうとしたり、首都圏等から移住しようとする人々が心おきなく定住できるような、快適に安心して暮らせる生活基盤の確立を、地域医療の確保、日常的な移動のための交通手段の確保などのソフト面も含め、図らなければならない。

下水処理施設等の整備については、格差是正に向け今後とも進めていく必要があるが、生活排水処理事業の経営基盤強化の観点から、所管を超えた効率的な施設の整備・運営を図る必要がある。

このほか、IoTやAI、ロボティクスなどの革新的な技術の様々な分野での活用に向け、光ファイバや5G等の高速情報通信基盤の整備を進めていく必要がある。

② 都市から地方への移住・交流の促進

ライフスタイルの多様化や若者の地方での起業への関心の高まり、リモートワークなどの多様な働き方の拡がりにより「都市から地方への移住・交流」の可能性が拡大している。

また、人口減少や高齢化の進行によりコミュニティを支える人材が不足した地域に

においては、「関係人口」となる人材を生かした地域づくりを進めていく必要がある。

③ 産業振興と就業機会の増大

過疎地域における企業経営は、人材の確保や情報の収集、流通・販売などの面において、都市部に比べて不利な条件になっていることが多く、就業機会の不足、所得格差が存在する中、農林水産業や建設業は以前のような地域の基幹的な産業ではなくなっている。地域に居住を希望する住民が暮らし続けられるよう、産業活力を強化し、地域の雇用を維持・拡大していくためには、企業誘致に加え、企業競争力の向上、新製品・新商品の開発、起業や事業承継、経営資源集約化の促進、航空機産業や新エネルギー関連産業などこれからの本県経済を牽引する成長分野への参入、観光の振興を図っていくことが重要である。

農林水産業については、地域の特性を最大限に引き出しながら、マーケットインの視点による生産・流通・販売や、地域農業を支える担い手の確保・育成を進めるとともに、産地間連携やブランド化推進による産地形成、他産業との連携による6次産業化や高付加価値化の推進を図る必要がある。また、生産基盤整備等を進め、低コスト化・経営の安定化に向けた経営基盤づくりを進めることが重要である。

建設業については、人材の確保・育成に向けた取組等を支援することにより技術力と経営力に優れた地域企業の確保を図っていく必要がある。

④ ICTの利活用促進

過疎地域においても、ICTの利活用促進による地域間格差の解消や住民生活の利便性向上、幅広い分野における新しいサービスやビジネスの創出による地域の活性化が期待されている。

⑤ 少子化対策・子育て支援

過疎地域においても、婚姻件数と出生数の減少傾向が続き少子化が進行しており、その抑制に向けては、家庭や職場、地域全体で結婚から子育てまでを応援する気運の醸成を図るとともに、独身者の出会いと結婚への支援を充実・強化するほか、子育て家庭のニーズに対応した経済的支援をはじめ、社会全体で子育てを支えていく総合的な子育て支援の体制づくりを進めるなど、結婚・出産・子育ての希望をかなえる社会づくりを推進する必要がある。

また、保育士等の新規人材の確保、働き続けられる職場環境や地域の子育て支援の中心的役割を担う認定こども園の整備、多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実などにより、子育てと仕事の両立を支援していくことが求められている。

⑥ 長寿高齢社会における地域づくり

本県では、高齢化率が50%を超えている市町村が5団体、40%超50%未満が15団体と過半数を超えており、いずれも過疎市町村である。

高齢者が、住み慣れた家庭や地域において安心して生活していくためには、医療や看護、介護、リハビリテーションなどの様々なサービスや支援を受けることで、本人の希望に添ったその人らしい生活を送ることができるよう、「地域包括ケアシステム」を推進していく必要がある。

⑦ 医療の確保

令和6年4月施行の秋田県医療保健福祉計画で新たに三つの二次医療圏が設定されたが、依然として各医療圏における過疎地域の占める割合は大きく、人口減少や高齢化の課題を抱えているため、地域の医療需要や疾病構造の変化も見据えながら、安心して質の高い医療が受けられるよう、医療ニーズに対応した医療提供体制の充実・強化を図っていく必要がある。

また、一般診療所については、平成の合併前の旧60町村での減少が著しいことから、体制維持等につながる支援が必要であるほか、へき地や無医地区については、秋田県医療保健福祉計画に基づき、へき地医療対策に係る事業遂行、ドクターヘリの効果的な活用や、患者情報の共有化などの医療連携ネットワークの構築、医療従事者の確保・養成等が求められている。

⑧ 教育の振興

過疎地域においては、今後も少子化が進行していくことが見込まれ、幼稚園等、小・中学校及び義務教育学校の統合が行われるものと想定されることから、遠距離通学への手当をしながら、市町村が行う学校の統廃合や小規模校の整備等を支援すること等により、良好な教育環境を確保していく必要がある。

また、放課後の子どもの体験活動や地域住民の生涯学習意欲の高まり等に対応するため、集会施設、体育施設、社会教育施設等の利用の促進や、余裕教室をはじめとする学校諸施設の利活用を図っていくことが求められる。

⑨ 集落対策

人口減少と高齢化の進行により、集落においては生活扶助機能の低下や身近な生活交通手段の不足、空き家の増加、森林の荒廃、荒廃農地の増加などの様々な課題が顕在化している。

集落を維持・活性化していくためには、地域住民自らが主体となり、まずは集落の問題を自らの課題としてとらえることが重要であり、住民と市町村の強力なパートナーシップのもとで、主体的な活動の場づくりを支援し、コーディネートしていく必要がある。

そのため、集落活動を担う人材の育成や確保、地域運営組織の体制づくり、地域資源を活かしたコミュニティビジネスの取組など、地域の自主的意思と多様性を尊重した集落の維持・活性化策を講じていく。

なお、対策の実施に当たっては、集落支援員や地域おこし協力隊、過疎地域等政策支援員などの人材の活用を視野に入れ、取組を推進する。

⑩ 地域文化の振興等

人口減少や少子高齢化が進む一方で、グローバル化が進展し、地方のあり方が大きく変化する中において、普遍的な価値を持つ芸術文化の重要性はこれまで以上に高まっている。

特に価値観や生活様式の多様化と相まって、心の豊かさを重視し、自然や芸術文化、健康への志向など、生活の質を大切にする意識が広がっている。

過疎地域においても、豊かで美しい自然に加え、人々が日常生活の中で生み出し、継承してきた彩り豊かな文化が数多く息づいており、こうした財産を継承し次代に伝えるとともに、これを更に発展させて新たな文化の創造へ結び付け、地域の活性化を図っていく必要がある。

⑪ 再生可能エネルギーの導入拡大

本県が持つ多様で豊富な再生可能エネルギーのポテンシャルを活用し、各地域の特性に応じた再生可能エネルギーの導入拡大や関連産業の振興を図り、地域の活性化につなげていくことが求められている。

以上、これらの施策の成果・効果については不断の進捗管理と分析・評価を行い、適宜見直し、施策の実効性を高めていく必要がある。

3 地域別の持続的発展の方向

県内8圏域ごとの過疎地域においては、社会経済の状況や地理的条件がそれぞれに異なっていることから、圏域毎の持続的発展に向けた県の支援として、関係市町村と調整を図り、広域的な課題にも対処しながら、次に掲げる施策を推進する。

【1】 鹿角地域（鹿角市、小坂町）

秋田・青森・岩手の北東北3県にまたがる十和田八幡平国立公園の中心に位置し、雄大な自然や数多くの温泉、かつて世界有数の鉱山地域として栄えた歴史や文化に根ざした特色ある観光資源に恵まれ、国内外からの観光客を受け入れている地域である。

また、鉱山地域として培った製錬等の高度な鉱業関連技術を活用したレアメタル等の金属リサイクル、地熱や水力などの自然エネルギーの活用等、資源循環型の社会づくりを進めている地域でもある。

このため、恵まれた観光資源・特性を活用した体験型観光の推進や環境・リサイクル産業の更なる集積を促進し、交流人口の増加や賑わいの創出、地域経済の活性化を図っていく。

また、農業では、冷涼な気象条件を活かした野菜、花き、果樹や畜産等を組み合わせた複合経営を展開しており、「かづの北限の桃」、「かづの牛（日本短角種）」などの地域特産物や市場競争力のある「きゅうり」や「ばれいしょ」などの農産物の生産拡大・産地化を進めるため、スマート農業機器導入による省力化・効率化を推進するとともに、地域を担う意欲ある経営体や新規就農者の確保・育成を図ることで、地域全体の所得と活力の向上を図る。

【過疎地域に対する県の主要施策】

- 地域の多彩な資源を活用した体験型観光の推進
- 歴史・文化遺産の保護・継承と活用
- 鉱山関連技術などを活かした環境・リサイクル産業の拠点化
- 担い手経営体及び新規就農者の確保・育成

- 市場競争力のある農産物の産地化の推進
- スマート農業機器導入による省力化・効率化の推進

【２】 北秋田地域（大館市、北秋田市、上小阿仁村）

大館能代空港、秋田内陸縦貫鉄道を有し、日本海沿岸東北自動車道や県南と県北を結ぶ主要ルートである国道１０５号の整備が進められるなど、県北部の玄関口としての役割が期待されるとともに、森吉山や米代川に代表される雄大な自然やマタギ文化、伊勢堂岱遺跡などの観光資源に恵まれている。

このため、アウトドア・アクティビティ等の雄大な自然を活かした観光振興を図るとともに、他地域と連携した取組による広域観光を推進し、体験・滞在型観光の確立に向けた取組を進める。

産業では、日本海沿岸東北自動車道の開通を契機とし、医療機器産業をはじめとした多様な企業の立地による地域経済活性化を図るとともに、資源循環型社会の実現に向けた環境・リサイクル産業の振興を図る。

農業においては、農地中間管理事業等を活用した担い手への農地の集積及び集約化を図るとともに、経営の複合化・多角化を支援し、スマート農業や６次産業化を推進するほか、経営感覚に優れた農業法人等による雇用の場を拡大する。

また、次世代を担う人材確保のため、若者からミドル層まで、多様な人材の就農促進に努める。

また、比内地鶏や山の芋、とんぶり、にんにく、食用ほおずきなど、地域の特色ある農畜産物の産地拡大を進め、地元企業との連携や新たな加工品の開発、販路拡大などを進める。

林業については、カーボンニュートラルに貢献する再造林と原木の供給力を強化するため、造林地の集積化や搬出間伐の促進、路網の整備、高性能林業機械の導入、木材加工流通施設の整備などを一体的に進めるとともに、高い技術と知識を持った林業の担い手を確保育成し、林業木材産業の活性化を図る。

【過疎地域に対する県の主要施策】

- 雄大な自然を活用した体験・滞在型観光の推進
- 大館能代空港・秋田内陸縦貫鉄道の利活用の促進
- 地域間交流・連携や生活道路の機能強化に向けた交通網の整備
- 多様な企業の立地による地域産業の振興
- 資源循環型社会の実現に向けた取組の推進
- 就農意欲向上による次世代を担う人材の確保
- 農業法人のスマート機器導入による経営高度化の推進
- 再造林に参画する林業事業体の確保

【３】 山本地域（能代市、藤里町、三種町、八峰町）

世界自然遺産「白神山^{しらかみさんろ}地」に抱かれ貴重な自然環境が数多く残り、日本海沿岸地域と米代川流域とで形成されるこの地域では、環境や生態系を保全しながら、地域の振興を図っていくことが課題とされ、この自然環境に配慮した施設整備を進めながら、交流人

口の拡大を目指している。

農業については、米政策の見直しや国際通商協定の発効等による産地間競争が激化する中、「競争力の高い経営体の育成」や「複合型生産構造への転換」に向けた取組を強化するとともに、AIを活用したスマート農業など「次世代型農林水産業」を推進し、生産力の維持・拡大に向けた生産体制を確立する。また、豊かな森林資源を背景に発展してきた林業・木材産業については、林業収益の確保や木材産業振興のため、木材を低コストで安定的に生産する必要がある、森林経営計画の策定による施業の集約化、高性能林業機械の導入や路網の整備を進める。

産業については、洋上を含む風力発電等の更なる導入拡大と新エネルギー関連産業への参入の促進、メンテナンスを始めとした人材育成を図る。また、管内の雇用労働関係機関との協働により、地域産業を支える人材の確保・定着を促進することで、管内産業の活性化を図る。

【過疎地域に対する県の主要施策】

- 白神山地世界自然遺産地域の保全と周辺地域の活用促進
- 環境に配慮した道路及び河川・海岸等の整備の推進
- 高速交通ネットワークの整備による生活圏拡大と利便性の向上
- 地域資源を活用した観光振興による地域活性化
- 強い担い手づくりや複合型生産構造への転換
- 森林経営計画の策定による施業の集約化
- 洋上を含む風力発電等の更なる導入拡大
- 新エネルギー関連産業への参入の促進とメンテナンスを始めとした人材育成
- 地域産業を支える人材の確保・定着による人口減対策の推進

【4】 秋田周辺地域（秋田市(旧河辺町区域)、男鹿市、潟上市(旧昭和町・旧飯田川町区域)、五城目町、八郎潟町、井川町）

県都秋田市及びその周辺に位置し、都市近郊型農業に適しており、農林水産業が地域の基幹産業となっているほか、全国的にも有名な男鹿半島をはじめ、豊かな自然や景観、食、文化など、地域資源を活かした観光振興による地域活性化にも積極的に取り組んでいる。

地域の農業は、米を基幹とし、野菜（えだまめ、ねぎなど）、果樹（日本なし）、花きなどの複合経営を展開しており、水産業は、トラフグ等の種苗生産・育成技術の開発、ハタハタの資源回復に向けたふ化放流事業等への支援、林業は、秋田スギの豊富な森林資源を活かした製材や木材加工業と併せて、再造林も積極的に行われている。また、県都秋田市周辺という立地条件を活かした農泊ビジネスの起業支援、観光との連携による地域おこし等にも積極的に取り組んでいる。

今後は、担い手の確保・育成、消費者ニーズを的確に捉えたブランド品目（野菜・果樹・花き）の産地拡大に努めるとともに、地域の食材や豊かな自然、景観を活かした農林水産業と食品加工、観光等との連携・融合を図る。また、高い訴求力を有する商品の開発など一次産品の高付加価値化につながる新ビジネスの展開を促進するとともに、「半農半X」等の新たな兼業スタイルによる定住促進を図る。さらに、農畜産物の生産農場

直売店など消費者に直結した顔の見える多彩な販売ルートの開拓も一層進めていく。
産業については、洋上風力発電等の導入拡大等を図る。

【過疎地域に対する県の主要施策】

- 地域資源を活用した体験・滞在型観光の推進
- 食や伝統文化、棚田や水辺環境など地域特性を活かした都市との交流促進や、特色ある地域農産物を活用した6次産業化の推進
- 農業法人等意欲的な担い手の確保・育成
- 県オリジナルの品種を主体としたブランド品目の生産拡大
- マーケティング対応型農業の推進
- 農業生産基盤の整備
- 林業の担い手の確保・育成、県産材の利用推進
- つくり育てる漁業の推進
- 地域間交通ネットワーク、生活圏交通の整備
- 洋上風力発電等の導入拡大

【5】 由利地域（由利本荘市、にかほ市）

国指定史跡「鳥海山」を核とし、多彩な自然や景観、貴重な歴史・文化遺産など豊富な観光資源に恵まれている。このため、地域の観光資源を活かした商品の開発や観光客への情報提供機能の充実など、受け入れ態勢の整備を進めるとともに、隣接する山形県庄内地域等と連携しながら広域的周遊型観光を目指す。

また、東北各県や新潟県、さらには首都圏など県外からの交流人口の拡大を目指し、日本海沿岸東北自動車道の整備促進やインターチェンジへのアクセス機能の強化など、観光圏形成の基盤となる交通ネットワークの整備・拡充を推進する。

農林水産業については、鳥海山麓の気象条件や地域資源を最大限に活かした農林水産物の生産拡大を図るとともに、多様な担い手の確保や複合型生産構造への転換、間伐等森林施業の集約化などによる秋田スギ低コスト生産体制の確立、漁港の整備などを進める。

産業については、秋田県立大学や本荘由利産学共同研究センターのコーディネート機能を活かした産学官連携を進めるとともに、この地域に集積する電子部品・デバイス産業の強化はもとより、航空機産業や新エネルギー関連産業等の成長分野への参入促進を図る。

また、管内2市や各種団体等と協働し、若者にとって地元企業がより身近になる機会を提供することで、県内就職・定着を促進する。

【過疎地域に対する県の主要施策】

- 鳥海山麓の観光資源を活かした広域観光の推進
- 日本海沿岸東北自動車道の整備促進
- 由利地域の強みを発揮できる農林水産物の産地づくりの推進
- 県立大学や本荘由利産学共同研究センターを中心とした産学官連携の推進
- ものづくり産業の振興と成長分野への参入促進
- 若者の県内就職・定着促進

【6】 仙北地域（大仙市、仙北市、美郷町）

米どころ秋田の中でも有数の稲作地帯であるこの地域は、農業産出額に占める米の割合が6割以上と高く、良食味米の産地としても全国的に高い評価を得ている。また、近年は、野菜・花き等複合部門への取組も行っていることから、バランスの良い複合型生産構造への転換の推進及び農畜産物の加工等を通じた農業の高付加価値化を図る。併せて、その担い手となる農業生産法人や新規就農者等の育成及び農地の集積・集約を進める。

また、深さ日本一の田沢湖や武家屋敷・桜並木で有名な角館といった観光地に加え、乳頭温泉郷や玉川温泉などの全国的にも人気の高い温泉、上桧木内の紙風船上げや刈和野の大綱引き、六郷のカマクラ行事などの多彩な小正月行事、そして日本古来の農村風景など、魅力あふれる地域である。これらに加え、田沢湖や真木真昼県立自然公園を活用したアウトドア・アクティビティの展開など、インバウンドも含めた滞在型観光を、関係機関と連携しながら推進する。

さらに、この地域では、花火を核とした花火産業推進プロジェクト、114か所の清水や歴史文化等による交流、また県内初のインターナショナルスクールの開設などの取組が進められており、こうした地域の特色を活かした明るい未来づくりを推進する。

このほか、住民の日常的な生活を支える交通手段の確保や交流人口の拡大のための基幹道路網の整備等を推進する。

【過疎地域に対する県の主要施策】

- 農業経営の法人化や農村地域における経営継承等の担い手確保への支援
- 農地集積・集約に対する担い手への支援
- 野菜（えだまめ、ねぎ等）・花き（リンドウ、ダリア）・果樹（ぶどう）等の戦略作物の生産拡大と産地の育成やブランド化への支援
- 農産物の高付加価値化と雇用を生み出す6次産業化の推進
- 地域の魅力を生かした広域的な滞在型観光の推進
- 地域の主要幹線道路を強化する道路整備
- 秋田内陸縦貫鉄道の利活用の促進

【7】 平鹿地域（横手市）

この地域は、東の奥羽山脈、西の出羽丘陵に囲まれた横手盆地の中央に位置し、すいかやしいたけなど県内トップクラスの生産量を誇る農産物や、豊かな自然や歴史、文化など多くの資源を有しているほか、県南部をエリアとする二次医療圏において、中核的機能を担う平鹿総合病院を有するなど、人口およそ8万人に及ぶ県内第2の都市として、今後も様々な面で重要な役割を果たしていくことが期待されている。

産業分野では、輸送機・電子関連企業の立地が進んでおり、隣接する岩手県や宮城県等と高速道路ネットワークで結ばれた東北の生産拠点の一角として企業間連携を促進するとともに、若者や教育関係者を対象とした企業見学会の実施により、ものづくり産業を支える人材の育成を支援する。また、地理的表示（GI）保護制度に登録された「いぶりがっこ」については、横手市いぶりがっこ活性化協議会などを活用し、商品の品質向上、販売促進及び販路拡大を支援していく。

観光分野では、入込客数が落ち込む冬季間について、かまくら体験の観光コンテンツ

化による誘客促進により、関西方面及びインバウンド等をターゲットにした通年観光の促進につなげる。

農業分野では、「あきた夏丸」、「しいたけ」など市場競争力の高いブランド農産物の生産拡大や大規模園芸拠点の形成、地域特産物を活かした売れる加工品づくりを促進する。また、横手市やＪＡなどと連携し、農産物及び農産加工品の売込み活動を強化する。

このほか、横手市や住民団体と連携し、特色ある地域づくりを支援することにより、地域課題に適切に対処していく。

【過疎地域に対する県の主要施策】

- 輸送機・電子関連産業の振興
- 企業ニーズに対応したもののづくり人材の育成
- ６次産業化による食品産業の振興
- 多様なニーズに対応した魅力ある観光地づくり
- 都市と農山村の体験交流の拡大
- 地域のブランド力を活かした情報発信と誘客の推進
- もうかる農業にチャレンジする経営体の育成
- 地域資源を活かしたアグリビジネスの創出・育成
- 市場競争力のある農産物の産地づくりと多様な販路の開拓
- 地域特産物を核とした地域の活性化
- 多様な主体による地域づくり活動の支援

【８】 雄勝地域（湯沢市、羽後町、東成瀬村）

本県の南の玄関口として岩手・宮城・山形三県と接し、西栗駒を始めとする豊かな自然と温泉資源に恵まれており、県内外との交流人口の拡大が見込まれる地域である。

このため、観光拠点を連結するアクセス道路や、観光情報等を発信する情報基盤の整備を進め、隣県との広域連携による新たな観光ルートの開発、誘客に向けた大都市圏への情報発信など、広域観光の推進に取り組む。

また、この地域は、野菜・果樹・花きを中心とする県内有数の複合産地でもあり、秋田ブランドの戦略作物拡大による産地強化を進めている。トマト、きゅうり、りんご、おうとうなど、多くの品目で県内トップクラスの生産額を誇り、マーケットインの視点を重視した販売力強化により更なる拡大を図る。さらに、認定農業者や集落営農組織等の担い手を競争力の高い経営体に育成するための経営の法人化や規模拡大、複合化、６次産業化などの取組を支援する。加えて、雇用就農や県外からの移住就農、他産業での経験が豊富な中年層など、多様なルートと幅広い年代からの新規就農者の確保を図る。

酒造、稲庭うどん、発酵食品、漆器、曲木家具など伝統地場産業については、これまでの優れた技術を活かしながら、消費者の新たなニーズに対応した商品開発や販路の拡大、生産性の向上を図るとともに、今後更に地域の雇用の場の拡大に向けた取組を進める。

西栗駒山麓や雄物川水系の上流部に位置するこの地域は、「水と緑」を守り育てる重要な役割を担う地域である一方、土石流発生の危険渓流や急傾斜地が多い地域でもある。

このため、人々を災害から守り、安全・安心な社会の実現を目指し、土砂災害防止対策や自主防災組織の育成、救急・災害医療ネットワークの構築を進める。

このほか、水道未普及地域の解消や地域食品・飲料水の安全・安心の確保に取り組む。

【過疎地域に対する県の主要施策】

- 県内外との交流を促進する道路網、地域間交流・連携を強化する道路網の整備
- 情報基盤の整備
- 広域連携と広域観光の推進
- 秋田ブランドの戦略作物拡大による産地強化
- 経営の多角化・6次産業化の推進
- 競争力の高い経営体の確保・育成
- 漆器等地場産業の振興
- 湯沢駅周辺のまちづくり
- 地域住民が安心して暮らせる地域医療の確立
- にぎわいと活気ある中心市街地の推進
- シオパークなど豊富な地域資源の活用による地域活性化

4 広域的な経済社会生活圏の整備計画等との関連

高速交通体系の整備や国道及び地方道の改良の推進並びにモータリゼーションの進行により、住民は、それぞれの市町村内だけで様々なニーズを満たすことなく、より質の高いサービスを求め、近隣の中心的な都市へ行くことによりその欲求を満たしている。

それを行政の分野に置き換えれば、教育、文化、医療等については、より高度化・多様化したサービスが求められるようになってきており、市町村の行政区域を越えた住民のニーズが明らかになってきている。

このことは、市町村の行政サービスの機能分担の進行を意味しており、過疎地域持続的発展県計画策定における広域的対応の必要性を示していると考えられる。

このため、この過疎地域持続的発展方針に基づいて策定される秋田県過疎地域持続的発展計画においては、県の「新秋田元気創造プラン（第2期あきた未来総合戦略）」や策定中の次期総合計画等との整合や定住自立圏の形成状況を踏まえ、相互の施策の関連性に配慮しつつ広域的視点の下、小規模市町村に配慮しながら過疎地域の持続的発展に資する施策を、ソフト面も含め過疎地域市町村と協働・連携して推進することとする。

特に、産地ブランド化、観光振興、地域交通や医療の確保等においては広域的視点からの取組が必要である。

5 準過疎対策の推進

過疎法による経過措置期間においては、引き続き、秋田市の旧河辺町区域について、県独自の施策として準過疎地域と指定（法による経過措置が講じられる6年間）したうえで、次に掲げる支援策を講じる。

【支援策】

- 市町村振興資金特別貸付の適用（一般貸付の利率より△２％低利、下限は〇．〇〇１％）
- 補助事業の採択の判断に当たって一定程度配慮

第２ 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

１ 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針

過疎地域を含めた当県の人口減少は、若者の首都圏等への流出が大きな要因であると考えられ、若者の県内定着・回帰を促進するとともに、子育て世代をはじめとする県外からの移住者等を増加させ、社会減に歯止めをかけることが必要である。

また、高齢化が進む中山間地域を中心に、地域経営の担い手となる人材が不足してきており、従来の集落機能の維持が困難な地域が増えている一方で、地方に残された自然や環境に関心を持ち、様々な行事や習俗の維持、地域の賑わいづくり等に自発的に貢献したいという、若者を中心とした県外からの新しい人の流れが生じてきており、こうした「関係人口」を活用した取組も重要となっている。

今後、急速な人口減少に加え、都市部との人材獲得競争が過熱する可能性もあり、様々な分野における担い手不足の深刻化が見込まれるため、過疎地域の持続的発展に資する人材の確保・育成に向けた取組を強化する必要がある。

２ 移住及び定住の促進

首都圏等からの移住を促進するため、東京都（京橋）に設置したアキタコアベースを拠点に秋田への移住や就職に関する相談をワンストップでサポートするほか、移住や関係人口に関する交流会等、秋田の魅力に関する様々な情報発信を行う。

また、県と市町村等が連携した移住相談・受入体制の強化を図るとともに、秋田暮らしの魅力発信や定着支援などを強化するほか、就職を始めとする多様な「しごと」情報の提供や県内企業とのマッチング支援を強化するなど、移住の前提となる就業促進に係る支援の充実を図る。

若者の県内定着・回帰を促進するため、大学等への進学希望者を含め、中学・高校の早い段階から、県内産業や各企業を知る機会を充実するとともに、大学生と県内企業とのマッチング機会の拡大や、県内大学等卒業生の県内就職の拡大に向け、大学等と産業界との連携による取組の充実を図る。加えて、県内就職者を対象とした奨学金返還助成制度の充実を通じて、若者の経済的支援を図る。

３ 地域間交流の促進

地域間交流は、地域の方々が自らの地域を顧み、新たな魅力を再発見するなどの好機となることから、市町村の枠を越えた地域間の交流・連携をコーディネートするなど、直接的な交流機会の創出を図る。

4 関係人口の創出

「観光以上移住未満」の立場で地方の人々と関わり、継続的に地域に貢献する「関係人口」の新たな人の流れに着目し、県と市町村が連携しながら、地域づくりの新たな担い手となる「関係人口」を創出し、県内各地域の課題解決に向けた具体的な取組へと結び付けていく。

5 人材育成

農林水産業や地場産業を牽引する人材や、地域の安全・安心を支える役割を担う建設業人材の確保・育成など、それぞれの分野における取組に加え、過疎地域等政策支援員の活用も含め、県と市町村が連携して、過疎地域の持続的発展に資する人材の確保・育成に取り組む。

第3 産業の振興

1 産業の振興の方針

過疎地域の持続的発展に向けて地域社会に活力をもたらすには、地域の担い手となる若者等に対して魅力ある就業の場や、安定した収入を提供することが重要である。

農林水産業は、米価の低迷や担い手の高齢化など厳しい状況に直面しているほか、世界の食料需要の増加により、食料安全保障の重要性も高まっている。また、農地や森林は、適切な管理を通じて下流域での災害防止や水源かん養に寄与しているなど多面的な機能を有している。

過疎地域の農林水産業を発展させ、食料供給の役割を果たしていくためには、生産基盤の整備、経営近代化のための施設整備だけでなく、マーケットインの視点による生産・販売体制を構築し、多様な経営体の育成を図るとともに、他産業との連携による新たな付加価値の創出を推進することが重要である。このため、それぞれの地域の特性を活かし、カーボンニュートラルや環境との調和にも配慮しながら、経営の多角化に向けた営農指導を行うとともに、担い手の法人化、食品製造業や外食産業と連携した加工・販売への取組、スマート技術の導入、輸出の促進、木材の低コスト・安定供給体制の構築、森林資源の循環利用、つくり育てる漁業の促進等を支援していく。

商工業においては、経営力・技術力の強化、付加価値の高い新製品・新商品の開発の支援、生産性の向上や企業間連携による企業競争力の強化、意欲的な起業や事業承継、経営資源集約化の促進、航空機産業や新エネルギー関連産業などの成長分野への参入の促進や企業の誘致、社会課題に対応した商業・サービス業の創出の支援、豊かな自然や文化を活かした観光振興など、地域の産業資源等を最大限に活かした産業や企業の創出・育成を図っていく。

これらの施策と共に、高校・大学等の早い年次から県内企業やあきた暮らしに関する情報提供の取組やAターン（U・J・Iターンにより秋田県内で就職すること）事業の推進によ

る県内就職の促進のほか、リモートワーク等による新しい働き方の推進、若年求職者等への職業相談対応、職業訓練などの就業支援、起業化の支援を実施することにより、地域内雇用の確保・拡大及び地域の持続的発展に努める。

なお、過疎地域においては、過疎対策により整備された交流拠点や廃校になった校舎等の遊休施設が存在し、近年、これら既存ストックの有効活用に取り組む動きが見られる。今後は、こうした取組の一層の推進により地域の持続的発展を図っていく必要がある。

2 農林水産業の振興

(1) 秋田の農林水産業を牽引する多様な人材の育成

本県農業を牽引する認定農業者や集落営農組織等の担い手を、競争力の高い経営体に育成するためには、農地集積や経営の法人化などを目指す、これまでよりもステップアップした取組に対して、きめ細かな支援を行う必要がある。

また、人口減少に伴う労働力不足が顕在化する中において、本県農林水産業を魅力あるビジネスとして発展させていくためには、県外からの移住を含め、多様なルートと幅広い年代からの就業促進のほか、地域内で労働力を確保するサポート体制の充実や、ICT等先端技術による快適な就業環境整備など、総合的な支援体制の充実・強化を図る必要がある。

このため、県外からの移住就業を含め、次代をリードする多様な人材の確保と競争力の高い担い手の確保・育成を加速し、本県農林水産業の経営基盤の強化を図る。

(2) 複合型生産構造への転換の加速化

本県農業の成長産業化に向け、産地間競争を勝ち抜く攻めのトップブランド産地の形成を進め、収益性の高い複合型生産構造への転換を加速化する。

このため、スマート農業技術の導入を図りながら、これまでの取組により着実に成果が現れてきている「米依存からの脱却」、「複合型生産構造への転換」に向けた本県農業の構造改革について、大規模園芸団地や大規模畜産団地など大規模拠点の全県展開のほか、「えだまめ」や「しいたけ」に次いで日本一を目指す園芸品目の生産拡大など、もう一段ステップアップした取組を推進する。

(3) 秋田米の戦略的な生産・販売と水田フル活用

農家や集荷団体等が、事前契約の数量をはじめ、価格、在庫状況等を踏まえた自らの経営判断に基づき、主食用米の生産量を決定する仕組みとなっていることから、「秋田米生産・販売戦略」の下、関係者が一丸となって販売を起点とした米づくりに取り組んでいく必要がある。

このため、水田農業を主体とする本県が、産地間競争に打ち勝ち、担い手の経営を持続的に発展させていくことができるよう、全国第3位を誇る広大な水田をフルに活用し、基幹作物である水稻の需要に基づいた生産と、大豆や園芸等の戦略作物の生産拡大に取り組む。

(4) 農林水産物の高付加価値化と国内外への展開強化

農山漁村における所得や雇用の増大、地域活力の向上を図るため、国内需要の縮小や、食の外部化・簡便化志向の拡大等による消費者ニーズの変化に対応する必要がある。

このため、農林漁業者等による地域資源を活用した6次産業化を推進するとともに、首都圏の実需者と連携した新商品づくりなどを支援する。

また、国内外のマーケットニーズに的確に対応できる生産・流通・販売体制を整備するとともに、農業者の販路拡大や販売力向上、輸出拡大に向けた取組を支援するほか、実需者とのマッチング活動を強化し、販路の多角化を図る。

(5) 「ウッドファーストあきた」による林業・木材産業の成長産業化

全国に誇るスギ資源を循環利用し、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、木材の新たな市場の開拓等による需要拡大や、川上から川下まで競争力の高い木材・木製品の安定的な供給体制の整備を促進し、全国屈指の木材総合加工産地として更なる発展を図る必要がある。

このため、路網の整備や間伐等森林施業の集約化、担い手の確保・育成のほか、品質や生産性向上のための木材加工流通施設の整備など、低コスト生産や安定供給に向けた対策を充実・強化するとともに、木材需要の創出が期待される、新たな木質部材の開発・普及や木質構造等に精通した人材育成に取り組む。

(6) つくり育てる漁業と広域浜プランの推進による水産業の振興

ハタハタ資源量の減少や温暖化による魚種構成の変化、漁業者の減少・高齢化の進行が課題となっていることから、新たな魚種を含めたつくり育てる漁業による資源の維持・増大や、広域浜プランに基づく生産の効率化及び流通の合理化などを推進する必要がある。

このため、本県の重要魚種であるマダイやヒラメ、トラフグ等の資源の維持・増大や、キジハタを始めとした収益性の高い新たな魚種の増養殖技術の確立を図るほか、魚介類のブランド化に向けて、活け締め等による漁獲物の高品質化や加工品開発による高付加価値化、オンライン販売等による販路拡大などを促進し、魅力ある水産ビジネスを展開し、漁村地域の活性化を図る。

また、次代の担い手の掘り起こしや、漁業研修の支援、就業希望者と雇用先となる漁業経営体とのマッチング等により、新規就業者の確保・育成を進めるほか、漁場や漁港等生産基盤の整備を推進し、水産業の振興を図る。

(7) 地域資源を生かした活気ある農山漁村づくり

人口減少の進行に伴い、農山漁村の多面的機能の維持が困難となり地域活力の低下が懸念されることから、農地の保全活動や営農活動の継続を支援する必要がある。

また、近年、農地・森林の荒廃及び施設の老朽化により農山漁村地域における災害リスクが増大しているほか、クマ等による農作物被害が増加しており、地域の協働力を活用した保全管理や鳥獣被害対策が重要となっている。

このため、優れた景観を有する里地里山が県民共有の財産として後世に引き継がれるよう、地域資源を最大限に活用しながら、中山間地域の農業と農山漁村の維持に取り組

む。

また、災害から県民の生命と財産を守るため、地域の協働力を活用した保全管理や防災・減災力の強化を図るとともに、鳥獣被害対策のための市町村等の体制整備や生息状況調査、果樹園等への電気柵の設置や有害捕獲等の取組を支援する。

併せて、企業やNPOなど多様な主体の連携・協働による地域活性化に向けた取組を促進する。

(8) 作目別振興方策

① 稲作

米の需給が大きく変化する中、秋田米の市場流通シェアを拡大していくため、プレミアムな商品から家庭向け、中食や外食向けに至るまで、多様なニーズに対応した用途別ラインナップを取り揃え、生産者と共に品質・食味・安全を基本とした売れる米づくりを推進する。

特に、インバウンドや人流の増加に伴い、中食・外食などの業務用米需要が堅調となっていることから、中長期的な秋田米の需要を確固たるものとするため、低コストで効率的な生産・流通体制の構築を推進する。

② 野菜、きのこ類

大規模園芸拠点の整備、拡大を図るとともに、日本一を目指す「えだまめ」や「ねぎ」、重点品目である「アスパラガス」や「きゅうり」、「トマト」、「すいか」の生産拡大と品質向上を図り、消費者や実需者から選ばれる産地づくりに取り組む。また、しいたけ関連施設の整備・拡大等により、販売三冠王の維持と周年農業の拡大に取り組む。

③ 花き

「NAMAHAGE ダリア」や無花粉シンテッポウユリ「あきた清ひめ」などの県オリジナル品種の生産拡大と消費地でのPR活動を進め、県産花きのブランド力向上を図るとともに、省力効果の高い小ギクの大規模機械化一貫体系などスマート農業の全県展開を図る。

④ 果樹

将来の機械化に対応可能な樹形や園地づくりを進め、労働生産性の高い生産方式への転換を促進する。

また、雪害等の気象災害に強い産地形成を図るとともに、「秋田紅あかり」などの県オリジナル品種や「種なしぶどう」などの収益性の高い果物生産を振興し、経営の安定化と特色ある産地づくりを推進する。

⑤ 土地利用型作物

大豆等の土地利用型作物については、団地化の推進による地域の担い手の育成と持続可能な輪作体系の確立や、単収・品質の向上により収益性の一層の向上を図る。

⑥ 畜産

肉用牛については、「秋田牛」のブランド確立に向け、県内外での認知度向上と輸出の促進に取り組むとともに、優良肥育素牛の導入促進による高品質化や出荷ロットの拡大と、肉用牛生産の基盤となる繁殖牛の増頭対策や高能力な県有種雄牛の作出に取り組み、市場評価の高い肉用牛産地づくりを進める。

乳用牛については、高能力な乳用初妊牛の導入促進、性判別精液やゲノミック評価を活用した優良後継牛の確保、牛群の能力検定の普及に取り組み、経営体質の強化を促進する。

豚については、県産飼料用米等の利用促進により、水田の有効活用と飼料自給率の向上を図るとともに、消費者ニーズの高いブランド豚の生産や販売拡大を支援する。

比内地鶏については、認証制度の適切な運用によりブランドの優位性の維持を図りながら、民間事業者と連携した商品開発や販路の多角化を進めるとともに、素雞供給を始めとする生産基盤の強化に取り組む。

飼料生産については、国産飼料に立脚した畜産を確立するため、地域内での耕畜連携による飼料生産を促進するとともに、草地基盤の整備等により自給飼料の増産に取り組む。

3 地場産業の振興

本県の産業構造は、県内製造品出荷額において、電子部品・デバイス産業の占める割合が大きいほか、本県の製造業の多くが下請型・加工組立型であり、景気動向等に左右されやすく、発注元企業の業績悪化等の影響を大きく受ける構造となっている。

このため、県内中小企業の経営力・技術力の強化、生産性の向上や企業間連携を推進し、企業競争力を向上させるとともに、新たな市場の開拓や新製品・新商品の開発、意欲的な起業や事業承継、経営資源集約化の促進など企業の新たなチャレンジや事業拡大の取組を支援する必要がある。

また、電子部品・デバイス産業に加え、これからの本県経済を牽引する航空機産業、自動車産業、新エネルギー関連産業、医療福祉関連産業、情報関連産業などを戦略産業と位置付け、これら成長分野への参入を促進するとともに、市町村や関係団体と連携しながら、地域資源をフル活用することにより、地域に根ざした産業の振興を図る必要がある。

こうした取組を通じ、外部環境の変化にも柔軟に対応できる産業構造の構築を進める。

(1) 企業力の向上

県内企業のワンストップサービスセンターである公益財団法人あきた企業活性化センターを中心に、創業・起業から、経営相談、資金調達、設備導入、技術開発まで、総合的・専門的な一貫支援を展開するほか、産業デザイン導入やマーケティング等の専門的な助言、国等の競争的研究資金の活用やシーズ・ニーズのマッチング、知的財産権の活用などにより、付加価値の高い新製品・新商品の開発を支援するとともに、経営革新や企業体質改善、生産性向上のための改善指導、販路開拓等の支援を行う。

(2) 新たなチャレンジ・事業拡大の推進

地域経済を牽引する中核企業の育成を図るため、革新的な技術等により業績拡大を目

指す企業に対し、経営面や技術面、営業力の強化に向けた支援を行うほか、新規性の高い意欲的な取組を行う中小企業を支援することで企業競争力の強化を図る。

(3) 戦略産業の育成

航空機産業・自動車産業については、域外メーカーとの連携強化や認証取得等に対する支援を実施することにより、付加価値の高いユニット製品の受注を目指すとともに、県内での地域サプライチェーンを形成し、県内への波及効果を高める取組を進める。

新エネルギー関連産業については、本県の多様で豊富な再生可能エネルギーのポテンシャルを活用し、洋上を含む風力発電等の更なる導入拡大を図るとともに、建設工事、メンテナンス、部品供給等の関連産業への県内企業の参入を促進する。

医療福祉・ヘルスケア関連産業については、現場ニーズに対応した製品・サービスの開発を促進するとともに、医療福祉機器メーカー等とのマッチングや販路開拓を支援することにより、県内企業の新規参入や事業拡大を図る。

情報関連産業については、県内のデジタル需要を取り込む「デジタル化の地産地消」を推進するとともに、自社商品開発や受託開発の受注拡大など自らの強みを生かして経営規模の拡大を図ろうとするＩＣＴ企業を支援するほか、全国的にひっ迫するデジタル人材の確保・育成を推進する。

(4) 地域産業の振興

それぞれの地域の資源を活用した新たな地域産業の創出や、既存の地域産業の拡大等に取り組む市町村等を支援する。伝統的工芸品等については、「第５期あきた伝統的工芸品等産業振興プラン」を策定し、産地組合や事業者による現代の生活様式に合った商品開発や国内外への販路開拓、後継者育成などの取組を、市町村とも連携しながら支援する。

また、食品製造事業者の事業活動の中核を担う人材の育成、生産性や付加価値向上に向けた製造環境の整備のほか、地域資源の活用などによる事業拡大に向けた取組等を支援することにより、県内食品製造事業者の事業基盤と競争力の強化を図る。

(5) 建設業における人材の確保・育成の支援

社会資本の整備はもとより、災害時の対応や除排雪など県民の安全・安心を支える役割を担う建設業が、将来にわたってそれぞれの地域で存続していけるよう、人材の確保・育成に向けた取組を支援する。

4 企業の誘致対策

輸送機、医療機器・医薬品、新エネルギー、ＩＣＴ、食品加工関連などの成長が見込まれる産業や先進的なベンチャー企業等の誘致を推進するとともに、誘致済企業に対する、きめ細かなフォローアップにより、県内企業との相互補完によるサプライチェーンの形成や本社機能等の移転、工場等の新增設を促進する必要がある。

また、企業情報の収集活動や市町村連携を強化し、企業誘致に当たっては、小中学生の

学力の高さや高等教育機関等における時代のニーズに合った人材育成、試験研究機関・県内大学との共同研究による支援の充実、整備が進む高速道路網・秋田港の利便性などの特長をアピールするとともに、立地企業のニーズに対応した柔軟な支援を行う必要がある。

(1) 多様で安定した雇用につながる企業立地の促進

現在も成長過程にあり、今後も拡大が見込まれる産業（輸送機関連・新エネルギー関連・医療福祉関連・情報関連・食品加工関連）を主なターゲットに、県や市町村、民間団体からなる秋田県企業誘致推進協議会を中心として、本県の立地環境などを広くアピールしながら、産業集積を更に推し進めるほか、IoTやAIを始めとする先進的な技術を活用したサービス提供等に取り組むベンチャー企業の誘致を図る。

加えて、テレワークによる働き方の変化に対応するため、サテライトオフィスの活用により首都圏等企業の県内拠点化を促進するほか、生産拠点の国内回帰やサプライチェーンの再構築の動きなどを迅速に捉え関連企業の誘致を図るとともに、自動車産業のEV化やカーボンニュートラルへの対応に向け、本県の再生可能エネルギーの活用を最大限にPRし、関連企業の誘致を推進する。

(2) 工業団地の利活用と整備の推進

多様な企業ニーズに対応した誘致を推進するため、工業団地の分譲価格の割引制度など、企業が進出しやすい制度を継続するとともに、除草や伐木、団地内道路整備など工業団地の環境整備に努め、分譲・貸付の促進を図る。

また、進出企業等の要望に迅速に対応した立地基盤を整備するため、市町村が実施する立地基盤整備に係る造成費用の一部を県が助成するなど、県と市町村が連携した立地基盤の整備を行う。

5 起業の促進

秋田県の開業率は全国平均や東北各県に比べ低位にあり、地域経済の活性化や雇用の増加、地域の持続的な発展という観点からも、起業の促進は重要な課題である。

社会情勢の急速な変動に順応するとともに、新たな価値を生み出していく精神であるアントレプレナーシップを醸成し、イノベーションを担う人材を育成するためには、先輩起業家との交流などを通じて意識醸成を促す必要がある。

また、起業・スタートアップの創出・育成を促進していくためには、関係機関との連携を基盤としながら、持続的な成長に繋げる支援に取り組み、地域経済の発展や雇用の創出を図る必要がある。

(1) 起業家意識の醸成

若者の起業家意識を醸成するため、起業家等との交流機会の創出や情報発信等に取り組む。

(2) 起業準備から起業後までの切れ目のない支援

起業に必要な基礎知識等の習得支援、起業時における立ち上がり経費への助成、起業

予定者及び起業者へのサポートや起業後のフォローアップ等、各段階を貫いた切れ目のない支援を県内各地で実施する。

(3) スタートアップへの支援

スタートアップを目指す若者・学生等については、支援組織「アキスタプラットフォーム」により相談対応を行うほか、スタートアップや支援者等との交流イベントを開催するなど、成長を促す取組を実施する。

また、ロールモデルを早期に創出するため、成長可能性の高い県内スタートアップを認定し、集中的に伴走支援を実施する。

6 商業・サービス業の振興

人口減少・少子高齢化、ライフスタイルの変化による多様な購買形態の普及や郊外型大型店舗の進出など、既存の商業・サービス業の経営環境が著しく変化していることから、市町村や商工団体と連携し、多様な商業・サービス業の魅力向上と中心市街地の振興にも資する商店街の活性化を支援する必要がある。また、地域課題の解決や今後の成長が見込まれる分野での新たな商業・サービス業の創出、ＩＣＴやＩｏＴ等の先進技術の活用による販路拡大等の取組に対する支援を実施する必要がある。

特に農山村等にあっては、車を持たない高齢者世帯等を中心として、消費活動や最低限の生活サービス機会の喪失が懸念され、まちづくりと一体となった商業活性化の取組が求められている。

(1) 商店街の活性化と商業振興の推進

県と市町村が連携し、意欲的な商業活動を促進するための意見交換の場等を提供することで、個店の魅力向上や空き店舗の活用につながる取組を支援する。

(2) 地域課題や今後成長が見込まれる分野の振興

少子高齢化、安全・安心等、地域課題に対応したサービスや、今後成長が見込まれるシニアビジネス、ヘルスケアビジネスなど、新たな商業・サービス業の創出に向けた取組を支援する。

(3) 農山村地域等における商業機能の充実

農山村地域等では、商店等の起業や外部スーパー等企業の新規参入を見込むことが困難であることから、地域住民が運営する小規模店舗の開設や移動手段を持たない高齢者等への移動販売による買い物サポート等、生活向上に資する取組を支援するとともに、ＩＣＴやＡＩ等の先進技術を活用した地域課題の解決に取り組む。

7 情報関連産業の振興

人口減少及び少子高齢化を背景として地域における担い手不足等が課題となる中、ＩｏＴやＡＩ等の先進技術を活用し、地域経済・社会の維持を図っていくことが必要となっ

いるほか、地域が抱える様々な課題をデジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）の推進により解決していくことが期待されている。こうした取組の中心的役割を担う情報関連産業については、県外ＩＣＴ関連企業の新規誘致を促進するとともに、県内ＩＣＴ企業の経営規模拡大や競争力強化、全国的にひっ迫するデジタル人材の確保・育成に向けた取組を支援する。

８ 観光の振興

本県の過疎地域は、優れた景勝地や原生的自然を有しているほか、伝統的な生活・文化が伝承され、伝統行事も数多く存在するなど、豊富な観光資源に恵まれている。

近年は、少人数や滞在型の観光、アウトドア志向の旅行スタイルへと移行しており、新たな観光ニーズにきめ細かく対応した観光コンテンツづくりを地域と連携してプロモーションしていく必要がある。

このため、地域が主体となった観光地づくりの促進のほか、ＩＣＴを活用した受入態勢の整備、ターゲットを見据えた戦略的・効果的なプロモーションを推進する必要がある。

（１）冬季誘客の拡大

季節による繁閑の平準化に向けた冬季観光の振興を図るため、観光関係者や交通事業者等と連携して秋田の冬の魅力を発信し、冬季誘客を促進する。また、北東北三県を始めとする各都道府県や交通事業者等との連携を通じて、広域での観光流動の促進と本県への誘客拡大を図る。

（２）ＩＣＴ等を活用した受入態勢の充実強化

観光客が旅マエ、旅ナカにおける情報収集の利便性を高めるため、ＡＩを活用した観光案内など、ＩＣＴの活用や、セミナーの開催による観光案内所のスキルアップなど受入態勢の整備を推進する。

（３）インバウンド誘客の推進

台湾便の利用促進を図るとともに、香港や欧州のほか、冬季誘客が見込まれる国・地域への情報発信を強化する。また、東北６県及び東北観光推進機構と連携したプロモーションを行い、東北の認知度向上と国内外からの誘客拡大を図る。

（４）時代の変化を捉えた秋田ならではのツーリズムの推進

旅行のニーズやスタイルの変化を踏まえつつ、本県の多様な魅力を最大限に生かした誘客を促進するため、知名度の高い秋田犬や世界遺産など既存の観光資源に加え、アニメ・マンガを活用した情報発信を行うほか、県立自然公園及びその周辺地域の豊かな自然を生かしたアウトドア・アクティビティなどの訴求力の高いコンテンツの磨き上げや販路拡大等を支援する。

9 コミュニティビジネスの促進

過疎地域の持続的発展のためには、地域住民が主体となって、地域資源（人材・情報・技術・モノ等）を活用し、地域課題の解決にビジネスの手法を用いて持続的に取り組む「コミュニティビジネス」を推進することが有効である。

このため、コミュニティビジネスの普及啓発、事業化や経営に関する相談・支援体制等を強化するとともに、高齢者等の技や経験と地域資源を組み合わせたコミュニティビジネスの拡大を促進する。

耕作放棄や放置林が発生し、産業としての持続が困難となりつつある条件不利地域の農林水産業においては、農山漁村地域に豊富にある地域資源の良さを再発見するとともに、大切な地域資源を保全しながら、外の力と連携したアグリコミュニティ・ビジネスを推進し、農業と食、観光が融合した6次産業化による新たな雇用創出によって持続可能な経営の実現を図る。このため、地域資源情報の発信強化、地域活性化を担う人材育成、農地等の多面的機能の普及啓発、地域環境保全活動の支援等の関連対策を総合的に推進する。

第4 地域における情報化

1 地域における情報化の方針

情報通信技術は、その利活用が進むことで、地域格差の解消や住民の利便性向上が図られるだけでなく、各種産業、教育、医療、福祉等の分野におけるネットワークを通じたコミュニケーションの活性化や新しいサービス、ビジネスの創出が期待される。

これらを過疎地域の持続的発展につなげていくため、情報化推進の屋台骨となる高速情報通信基盤の整備を進め、住民生活に身近な幅広い分野において情報化を推進し、地域課題の解決や利便性の高い行政サービスの提供、地域経済の活性化等を図っていく。

2 情報化・デジタル化の推進

過疎地域において、少ない人口で地域経済・社会を持続的に発展させていくため、距離や時間等の地理的格差を是正することができるIoTやAI、ロボティクスなどの革新的な技術を産業や医療・福祉、教育等の様々な分野で活用するとともに、電子申請などの行政サービスのデジタル化を推進していく。

3 高速情報通信基盤の整備

近年のスマートフォン等の普及やインターネットを利用した個人の情報発信、アプリケーション等の増大に対応したネットワークインフラの高速化・大容量化に伴い、通信網のデータトラフィックが飛躍的に増加しており、地域における情報化の推進のためには、光ファイバや5G等の高速情報通信基盤の利用が必須であり、都市と過疎地域において格差が生じないように整備を進めていく。

4 ICTを活用した教育の推進

国が進めるGIGAスクール構想に基づき整備された1人1台端末や高速大容量の通信ネットワーク等を活用し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげるなど、教育活動の一層の充実を図っていく。

また、情報モラル教育を組織的・計画的に進めるとともに、各学校段階を通じたプログラミング教育を推進し、児童生徒の発達段階に応じた情報活用能力を体系的に育成していく。

5 デジタル人材の育成

地域住民全てが情報通信技術の恩恵を享受して豊かな生活を実感できるよう、情報通信技術の利用が不得手な方に対して、デジタルツールの利用方法や操作方法の研修会等を開催し、新たな技術についての理解と利活用の促進を図っていく。

第5 交通施設の整備、交通手段の確保の促進

1 交通施設の整備、交通手段の確保の促進の方針

交通体系は、産業、経済、文化、生活など地域の社会的・経済的な基盤をなすものであり、とりわけ、過疎地域の持続的発展のために不可欠な基本的要素であることから、引き続き整備を推進していく。

高速交通体系については、秋田空港の国際定期便就航、日本海沿岸東北自動車道の延伸などの整備効果を、過疎地域を含め県内全域に波及させるため、今後とも更なる整備を図る。特に、不連続区間となっている日本海沿岸東北自動車道「二ツ井白神～蟹沢間」及び「遊佐鳥海～象潟間」の事業促進、東北中央自動車道「（仮）及位～（仮）上院内間」の事業促進を図るとともに、高規格道路等の整備、高速交通施設へのアクセス道路の整備を推進する。

このほか、秋田空港及び大館能代空港の機能充実と利便性の向上を図り、また、鉄道に関しては、在来幹線鉄道の高速化の実現について関係機関に働きかけるとともに、秋田新幹線の走行時間の短縮を進め、さらには奥羽・羽越新幹線構想の実現に向けた取組も進める。

地域間交通体系については、過疎地域が様々な分野で広域的に交流連携し、自立した質の高い地域社会を形成するため、バイパス建設や拡幅など、国道の整備促進を図る。

地域内交通体系については、集落と圏域生活中心地を結ぶ県道や市町村道の整備を進め、基幹的農道、林道と一体となった交通ネットワークを強化する。また、ほ場整備事業等との進捗調整を図るなど効率的な県道整備を進める。整備に当たっては、広域的な観点から、必要に応じ、基幹的な道路については県が代行して整備することを検討する。

また、冬期間の安全で快適な生活と円滑な交通を確保するため、機動的な除排雪を行うとともに、堆雪幅の確保や防雪施設の整備を進める。

生活交通の確保については、幹線的なバス路線の維持確保に加え、地域の実情に応じて

市町村が運営するコミュニティ交通に対する支援を行うとともに、第三セクター鉄道の秋田内陸縦貫鉄道株式会社と由利高原鉄道株式会社の経営の安定化を図る。

2 県道及び市町村道の整備

過疎地域内の県道は、令和5年4月1日現在で、実延長2,004km、改良率79.3%、舗装率96.4%（簡易舗装を含む）となっており、また、過疎地域内の市町村道については、同日現在で、実延長17,311km、改良率62.7%、舗装率62.6%となっている。

公共交通機関の充足度が低く自動車への依存度が高い本県、とりわけ過疎地域にとって、生活に密着した県道、市町村道については、なお一層の整備が必要であり、日常生活における交通利便性、安全性の向上と定時性の確保を図る必要がある。

(1) 高速交通施設へのアクセス道路の整備

高速道路インターチェンジへのアクセス道路や秋田空港、大館能代空港へのアクセス道路、新幹線へのアクセス道路の整備を重点的に実施する。

(2) 日常生活に密着した道路の整備

過疎地域の快適な日常生活の実現に不可欠な、生活中心都市へのアクセス道路や基幹集落を結ぶ生活道路については、バイパス道路の建設や狭あい区間の拡幅、橋梁の長寿命化対策を行う。

また、大区画ほ場整備に関連して整備が必要な県道について、ほ場整備との進度調整を図り、効率的な整備を進める。

さらに、冬期間の安全で円滑な道路交通確保のため、堆雪幅の確保や防雪施設等の整備を図るとともに、四季を通じた道路の維持管理の充実を図る。また、通学路などの交通安全を確保するため、計画的に歩道の整備を進める。

(3) 快適な道路環境の整備

円滑な道路交通の確保のため、利用者の視点に立った分かりやすい道路案内標識を整備する。また、快適で安全な道路運行の確保のため、休憩施設と過疎地域市町村等の地域振興施設が一体となった「道の駅」の整備を地域の実情に応じて進める。

(4) 予防的・計画的な修繕

今後、老朽化する橋梁や道路の増加が見込まれることから、長寿命化のための修繕計画に基づき、事後的な修繕から予防的・計画的な修繕への転換を図り、維持管理費用の縮減と道路網の安全性・信頼性の確保に取り組む。

3 農道、林道及び漁港関連道の整備

農道については、過疎地域の農産物流通の一層の効率化を図るため、農産物流通拠点と産地間などのアクセスに配慮した計画を検討する。

林道については、森林の適正な維持管理、林業生産性等の向上を図るため、計画的な開設を進める。

なお、整備に当たっては、一般公共道との連携を図り、基幹的な農道等については、計画的に整備を推進する。

漁港関連道については、漁港漁場整備長期計画の進捗を見ながら随時検討していくこととする。

4 交通確保対策

生活交通については、マイカーの普及や過疎化等に伴う利用者の減少により、第三セクター鉄道や路線バス事業者は厳しい経営を迫られている一方、高齢化の進行により、自ら運転して通院や買い物に行くことが困難な、いわゆる「交通弱者」の移動手段を確保する必要性が高まっている。

このため、第三セクター鉄道や路線バスなどの地域公共交通機関については、今後も重点的に支援し、路線の確保を図っていくほか、交通需要の少ない地域においては、市町村におけるコミュニティバスや乗合タクシー等、地域の実情に応じた多様な生活交通の確保を支援する。

5 地域間交流の促進

本県的高速交通ネットワークである高規格幹線道路の供用率は92%（令和6年度末現在）と全国平均以上の供用率ではあるものの、事業中などにより不連続となっている区間が3か所存在し、隣県及び県内の地域間交流道路としての機能が果たされていない。

また、地域間の交流・連携を支える国道などの交通ネットワーク整備も十分とはいえない状況にある。

過疎地域が持続的に発展していくためには、国内外や地域間の交流を促進し、その中で主体的な役割を果たしていくことが重要であり、そのための基盤となる高速交通ネットワークの整備、空港の国際化や利便性の向上、環日本海交流の物流拠点としての港湾の整備を図るとともに、その機能を保持すべく適正な維持管理を進める。

一方、交通体系やICT環境の整備の進展につれて、過疎地域と都市地域等との交流の可能性が拡大している。

農山漁村の豊かな資源が持つ環境保全などの多面的機能が見直されており、グリーン・ツーリズムや農泊に対する都市住民のニーズが高まっているほか、近年、農山漁村が自己実現の場、ビジネスやイノベーションが生まれる場として若者の注目を集め、「田園回帰」の流れが広がってきている。また、テレワークの普及を契機に、地方移住を前向きに考える機運も高まってきている。

(1) 高速交通網等の整備

陸路については、日本海沿岸東北自動車道や東北中央自動車道の高規格道路、盛岡秋田道路や大曲鷹巣道路などの高規格道路を補完し県土の骨格を形成する道路ネットワークの整備促進について、県と市町村が連携し国や関係機関に強く働きかける。このほか、

在来幹線鉄道の奥羽南線・北線、羽越本線の高速化について、県、沿線市町村、隣接県等が連携して、関係機関に働きかけるとともに、秋田新幹線の走行時間の短縮を進め、さらには奥羽・羽越新幹線構想の実現に向けた取組を進める。

空路については、県内空港の機能充実や利便性向上を図るとともに、国際定期航空路線の誘致を進める。

海路については、国際コンテナ定期航路の拡大や長距離フェリーの利便性の向上を図るとともに、環日本海交流の拠点として秋田港など県内港湾の整備を進める。

(2) 国道等の整備

地域間の交流・連携を支える国道など幹線道路網における狭あい箇所や線形不良などの解消、市街地における渋滞解消を促進する。

(3) 農泊等の推進による都市と農山漁村の交流の拡大

農山漁村に対する都市住民の関心や理解を高めるため、農泊等の交流活動の受入体制の整備、農泊ビジネスの起業や経営に関する研修などの支援を行う。

また、「田園回帰」の流れを逃さず、地域の活性化に貢献する「関係人口」の創出・拡大につなげるため、伝統文化や棚田・水辺環境等の資源を生かした新ビジネスや交流活動等に取り組む組織を支援する。

第6 生活環境の整備

1 生活環境の整備の方針

農地や森林は、県土の保全、景観保全、水源のかん養等公益的機能を果たしており、今後とも農林業の振興を通じ、農地及び森林の保全を図っていく必要がある。

過疎地域における水道、下水道普及率等については、全国及び非過疎地域との間に依然として格差が存在していることから、地域間格差の是正や暮らしやすい生活環境の構築に向け、過疎地域の自然的、社会的な地域特性を踏まえながら、引き続き生活環境の整備を促進する。

水道については、施設整備の遅れている地域の整備を促進し普及率の向上を図るとともに、統廃合により経営基盤の強化に努める。

下水道や農業集落排水等の污水处理施設については、市町村と連携を図りながら、整備手法を含め地域の実情に応じた計画的・効率的な整備を促進する。また、生活排水処理施設の効率的な整備・運営を図るため、県と市町村との協働事業として汚水・污泥処理の広域化・共同化を進める。

ごみ処理については、循環型社会の形成推進と人口減少社会への対応を念頭に、施設の更新時期等を考慮しながら、地域におけるごみのリサイクルやごみ処理の広域化等に対応する施設の整備を促進する。

このほか、消防防災施設の充実等により地域住民の生命、身体、財産の安全確保に努めるとともに、本県の気候風土や高齢化社会に対応した快適な生活・居住環境の整備を図る。

2 水道、下水処理施設等の整備

(1) 水道の整備

過疎地域においては、水道の普及率・整備率が依然として低位であり、自家用井戸等の利用の多い地域においても地下水の水質悪化が進行していることから、水道の整備が急務となっている。

特に地理的条件等から水道の未普及地域となっている農山村部の整備を進め、普及率の向上を目指すとともに、水道施設及び経営の統合を推進し、安全な水を安定的に供給するための施設水準の向上に努める。

また、人口減少による料金収入の減少が見込まれる中、老朽化施設の予防的・計画的な更新を実施し、ライフサイクルコストの最小化により水道事業の経営基盤維持を図る。

(2) 下水処理施設等の整備

下水処理施設等は、県民が健康で快適な生活を営むためのナショナルミニマムとして重要な施設であり、可能な限り早期に下水処理施設等を利用できるようにする必要がある。

このため、平成28年度に市町村と連携して策定した「秋田県生活排水処理構想（全県の令和17年目標汚水処理人口普及率95%）」に基づき、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化など地域の実情に応じた適切な手法による計画的・効率的な整備を行う。

また、県が平成22年度に策定した「あきた循環のみず推進計画」に基づき、流域下水道を核とする汚水・汚泥処理の広域化・共同化を推進する。

さらに、老朽化した下水道施設については、限られた財源の中、ライフサイクルコストを最小化し、かつ、管路破損による道路の陥没や機能停止を未然に防止するため、適切な点検・調査を実施し、ストックマネジメント計画に基づく計画的な改築を進める。

3 ごみ処理施設の整備等

過疎地域は、人口の減少に伴いごみの排出量も漸減していくことが想定される一方、ごみ処理施設の整備においては、施設の長寿命化の促進やCO₂排出量削減への効果が求められていることから、施設の新設に当たっては、建設経費と今後の管理経費を十分に考慮し、必要に応じてごみ処理の更なる広域化を検討しつつ、既存施設の延命化等を図りながら必要な施設の整備を進める。

また、市町村を主体としたごみの減量化などの普及啓発活動を引き続き支援し、地域における3R（リデュース・リユース・リサイクル）を促進する。

4 消防・救急・防災体制の整備

非過疎地域の過疎地域への移行や開発等による建築物の高層化、大規模化など社会環境の変化に伴って過疎地域においても災害形態が複雑多様化することが予想されることから、消防防災体制の整備が急務となっている。

このため、市町村の地域防災計画等に基づき、はしご自動車や消防ポンプ自動車等の消防施設、充足率の低い防火水槽等の消防水利施設の整備、防災行政無線等の情報伝達手段の多様化のほか、高齢化の進行等に伴う救急需要の拡大に対応した高規格救急自動車及び高度救命用資機材の整備拡充など、消防・救急業務の充実強化・高度化を総合的、計画的に推進する。

また、秋田県消防広域化推進計画に基づき、市町村が取り組む消防の広域化や、高機能消防指令センターの共同運用について、調整や情報提供その他の必要な支援を行い、効果的・効率的な応援体制の確立や、消防力の維持・強化を図る。

このほか、総合防災訓練を始めとした各種防災訓練を実施するとともに、初期消火や避難誘導、救出・救護などのほか、要配慮者の避難誘導や支援についても、地域住民による自主的な防災活動が効果的かつ組織的に行われるよう、自主防災組織の育成及び消防団の機能強化等を促進する。

5 快適な生活・居住環境の整備

社会の成熟化に伴い、県内のどこに住んでいても快適で利便性の高い生活が求められており、ゆとりや豊かさを実感できるような生活・居住環境の整備が必要になっている。積雪寒冷地帯の本県の冬の暮らしは徐々に改善されてきているが、更に快適な冬の生活を確保するための取組が求められている。

このため、景観やバリアフリーにも配慮したまちづくり、公園などの潤いの空間の創出、地域に応じた耐雪・耐寒構造の積雪寒冷地向け住宅、バリアフリー住宅の普及を進めるとともに、機動的な道路の除排雪や高齢者等にも配慮した雪処理への取組など、四季を通じて快適な生活・居住環境の整備を図る。

第7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

少子化の進行を抑制し、次代の地域の担い手を確保するために、結婚・出産・子育てに希望を持てる気運の醸成を図るとともに、独身者の出会いと結婚への支援を充実・強化する。

また、子育て家庭を取り巻く環境の変化に対応するために、子どもと子育て家庭を社会全体で支える体制を充実させるとともに、子どもの自立と健やかな成長に必要な環境の整備を推進していく必要がある。

このため、次期総合計画や「秋田県こども計画」などに基づき、少子化対策はもとより、子ども・子育て支援に係る施策を総合的かつ計画的に進めていく。

一方、令和5年の高齢化率が39.0%と全国一の本県では、今後も高齢化が進行し、令和32年にはほぼ50%になると推計されており、介護を必要とする高齢者が増加する中、介護を支える側の生産年齢人口は急激に減少するものと見込まれている。

このような急激な人口構造の変動の中にあっても、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生活を営むことができる、持続可能な社会の実現に向け、「第9期秋田県介

護保険事業支援計画・第10期秋田県老人福祉計画」に基づき、高齢者や外国人等を含めた多様な人材の確保と参入促進、介護の需要を抑制し限られた人材による効率的で質の高いサービスの提供の二つの視点から、介護予防・重度化防止の取組、地域包括ケアシステムの推進、介護人材の確保と介護現場の革新、介護保険制度の安定性や持続可能性の確保を柱とした施策を総合的に推進する。

また、「第2次秋田県障害者計画」に基づき、障害者が、家族や関係機関、ボランティアなど多様な主体の支え合いの下、住み慣れた家庭や地域で生きがいを持ち、自立した生活ができる「共生社会」の実現に向けた施策を推進する。

2 少子化対策と子育て環境の確保を図るための対策

少子化の進行の抑制と子育て家庭を取り巻く環境の変化に対応するため、地域の実情に応じて少子化対策と子ども・子育て支援に係る施策を総合的に推進する。

(1) 結婚・出産・子育てに希望を持てる気運の醸成

誰もが結婚や子育てに希望を持てるように、家庭や職場、地域全体で結婚から子育てまでを応援する気運の醸成を図るとともに、小・中学生から社会人までの各年代でライフプランを学び考える機会を充実させる。

(2) 独身者の出会いと結婚への支援の充実・強化

あきた結婚支援センターを支援の中心に位置づけながら、独身者のマッチング支援を推進するとともに、独身者の多様なニーズにマッチした出会い・交流機会を創出するために関係団体や企業等への支援を充実させるほか、独身者の出会い・交流機会における活動を促進する。

(3) 子育てを社会全体で支える体制の充実

子どもと子育て家庭を社会全体で支えるために、就学前の教育・保育の総合的かつ計画的な提供を進めるほか、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の取組を支援するとともに、未就学児に対する保育料助成等の子育て家庭への経済的支援を引き続き行うなど、支援体制の充実を図る。

また、ひとり親家庭など援護を要する子どもと家庭へのサービスの充実や、親と子の健康づくりの推進に努め、子どもの健やかな成長を支援する。

(4) 安心して子育てできる環境の整備

子どもの自立と健やかな成長を可能にするため、家庭や学校、地域等との連携により、安全・安心に子どもを育む環境づくりを進めるとともに、教育環境の充実を図る。

(5) 子育てと仕事の両立支援

保育所等については、子どもたちが心身ともに健やかに育つことができる環境づくりを推進するため、増改築を中心とした整備や認定こども園等地域のニーズに応じた施設整備を促進するとともに、病児保育、延長保育等の地域子ども・子育て支援事業の拡充

など多様な保育ニーズに対応した体制の整備を図る。

また、企業における従業員の子育てと仕事の両立支援を促進するために、法に基づく一般事業主行動計画の策定を支援するほか、育児・介護休業制度の利用促進や労働時間の弾力化など、子育てに対する企業の理解を深めながら職場環境の改善に向けた働きかけの強化を図る。

3 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

高齢者が安心して過ごせる環境で生きがいを持って社会参加を行いながら、できるだけ介護が必要な状態にならず自立した生活を送ることができるよう、高齢者の健康と生きがいづくりを推進する。

また、医療や介護が必要となっても本人の希望に添って可能な限り住み慣れた地域でその人らしい生活ができるよう、地域で支え合う社会づくりを推進する。

(1) 高齢者の健康と生きがいづくりの推進

介護予防活動を円滑に推進するため、生活支援サービスの担い手やサービスの開発、関係者のネットワーク化等の役割を担う生活支援コーディネーターの養成や、役割のある形で高齢者の社会参加を促進する就労的活動支援コーディネーターの配置など地域支援事業を促進するほか、介護予防と重度化防止のため住民が主体となって実施される「通いの場」の拡充を図る。

また、高齢者の健康状況や生活機能の課題に一体的に対応するため、市町村が実施する「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」の推進を支援するとともに、老人クラブ活動に対する支援や、全国健康福祉祭（ねんりんピック）への選手団の参加、県版ねんりんピック（いきいき長寿あきたねんりんピック）の開催などにより社会参加や生きがいづくりの促進を図る。

(2) 住み慣れた地域で暮らし、支え合う社会づくりの推進

認知症疾患医療センターにおける認知症の早期診断・早期対応、認知症サポーターの養成やチームオレンジの設置に向けた取組の推進など、認知症の人とその家族が安全・安心に暮らすことができる地域づくり・体制づくりを総合的に推進していく。

また、地域において高齢者支援の中核的な役割を担う地域包括支援センターについては、高齢化の進展に伴ってますますその役割が大きくなることから、自立支援型ケア会議の実践研修などにより、その機能強化を図る。

(3) 介護保険サービスの基盤強化と質の向上の推進

介護サービス基盤の整備と充実に当たっては、中長期的な人口構造の変化の見通しを踏まえながら、利用者の需要動向や地域バランス等に配慮しながら、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス等の均衡ある整備を図っていく。

特に、できる限り住み慣れた家庭や地域で生活できるよう、重度の要介護者、単身高齢者世帯や認知症の人の増加、働きながら在宅で介護している家族等の負担軽減の必要性等を踏まえ、地域で中重度者を支える上で重要となる「定期巡回・随時対応型訪問介

「看護」や「看護小規模多機能型居宅介護」等の在宅福祉サービスが地域の実情に応じて提供されるよう、地域密着型サービスの基盤の拡充を図る。

また、入所サービスを行う介護保険施設の整備に当たっては、開設、増床の際にはユニット型を基本にするとともに、既存の施設についても個室・ユニット化への改修を支援し、個人の尊厳とプライバシーに配慮した環境整備を推進する。

(4) 高齢者が安全に安心して暮らすことのできる社会づくりの推進

高齢者の徘徊による行方不明事案発生の際に早期発見・保護するため、警察と自治体、事業所、地域住民等関係機関との連携の強化を図るほか、高齢者の交通事故及び交通事故死傷者の発生の抑制、悪質商法や特殊詐欺等による被害の防止のため、警察や関係機関、事業者など地域の多様な主体との連携の強化、老人クラブによる戸別訪問活動やライフライン事業者などの地域資源を活用した取組により、地域における高齢者の見守り活動を推進する。

(5) 障害者の社会参加と自立に向けた支援等

障害者の社会参加と自立を促進し、その生活を豊かなものにするため、自立訓練や創作的活動等の機会を提供する日中活動系サービスを推進するほか、地域で社会生活を営めるよう、グループホーム等の整備を促進する。

また、障害児の成長に応じた一貫した療育サービスを提供するため、地域療育体制の充実を図る。

第8 医療の確保

1 医療の確保の方針

「秋田県地域医療構想」及び「秋田県医療保健福祉計画」に基づき、病床の機能分化・連携、在宅医療の充実、医療従事者の確保・養成等を進めるほか、二次医療圏単位に特定診療科を含め疾病の予防から診断、治療、リハビリテーションまでの一貫したサービスが受けられるよう病院間・病院診療所間の協力体制の構築を図っていく。

また、地域の身近な医療を支えている一般診療所については、平成の合併前の旧60町村での減少が最も大きいことから、令和6年度に策定した秋田県外来医療計画に基づき、医業承継を促進する支援のほか、へき地診療所の体制維持につながる支援やオンライン診療を含む遠隔医療活用の推進に取り組む。

さらに、へき地医療対策については、へき地医療支援機構によるへき地診療所への代診医の派遣等広域的なへき地医療支援事業の企画・調整などを行いつつ、へき地医療拠点病院やへき地診療所の機能の充実、医療従事者の確保による巡回診療の計画的推進等を図るとともに、交通不便な地域住民のためのへき地患者輸送車の運行、ドクターヘリの運航による搬送時間の短縮と救命率の向上、救急告示病院への遠隔診療システム導入による急性期疾患診療ネットワーク構築などを推進していく。

2 医師確保対策その他の医療確保対策

医学生等に修学資金を貸与し、県内病院で一定期間の勤務を義務付けることで、医師不足と地域偏在の改善を図り、過疎地域の医師の確保に結び付ける。また、秋田大学に「あきた医師総合支援センター」を設置し、医師不足地域における医療機関への診療応援や医師確保の支援を行う。

第9 教育の振興

1 教育の振興の方針

過疎地域の学校教育について、公立幼稚園等、小・中学校及び義務教育学校においては、良好な教育環境を確保するための施設整備を引き続き推進することとし、公立高等学校においては、地域を支える人材育成の場という観点から、社会経済情勢の変化、地域の実情などを踏まえ、学校配置や適正規模、学科改編等について検討する。廃校舎については有効な活用を図るよう努める。

社会教育及び社会体育については、体制の充実を図り、地域の実情や特性に応じた各種施策を推進するとともに、利用者にとって魅力があり、生きがいを見出すことができるような集会施設、体育施設及び社会教育施設等の計画的な整備を図ることとする。

また、地域住民の行動の原動力となるような学びの機会を提供することにより、地域理解と社会参加を促し、その成果を適切に生かすことのできる生涯学習社会の構築と地域の活性化を目指す。

さらには、幼児期から、多世代及び地域内外の人々との交流を推進するとともに、ふるさとの良さを見つめ直す様々な機会を提供すること等により、子どもたちのふるさとへの愛着心を醸成し、ふるさとに生きる意欲の喚起を図る。一方で、都市部の子どもたちには、交流事業を通じて過疎地域の実情や魅力の理解が図られるようにする。

2 公立幼稚園、小・中学校等の教育施設の整備等

過疎地域の児童生徒数は減少しており、公立幼稚園等、小・中学校及び義務教育学校については、今後とも統廃合や小規模校の整備を含む良好な教育環境を確保するための校舎、屋内運動場、給食施設、寄宿舍、職員住宅、通学施設等各種学校教育施設の整備を耐震化を含め推進する。公立高等学校においては、学校配置や適正規模、学科改編等について検討し、良好な教育環境を確保するための整備を推進する。

3 集会施設、体育施設、社会教育施設の整備等

集会施設、体育施設、公民館や図書館などの社会教育施設、その他の生涯学習関連施設等の整備・運営については、地域住民の自発的な学習活動を奨励するとともに、学習成果が活用される場となる活動や事業に配慮し、親しみやすい施設となるように努める。また、その配置については、広域的な経済社会生活圏、市町村、地区といった地域規模に応じて

検討する。併せてその利用については、ＩＣＴを活用した利用システムや定住自立圏構想の取組等を活用し、多面的かつ機動的な利用を促進する。

なお、老朽化している施設については計画的な補修により、各施設の機能低下を防止し、安全で快適な利用ができるよう努める。

4 農山漁村体験活動の推進

子どもたちの学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い成長を支える教育活動として、農山漁村での体験型教育旅行が増加している。

都市部の児童生徒が将来のＵＩＪターンを考える契機となるとともに、県内の児童生徒に地元の魅力の再発見を促すことが期待できるため、農業体験型教育学習旅行の受入体制づくりを推進する。

第10 集落の整備等

1 集落の整備等の方針

人口減少や高齢化により、集落の維持が困難となるケースが増えるおそれがあることから、県と市町村が協働し、地域資源の活用や複数集落によるネットワーク化等のほか、多様な主体による地域コミュニティの形成を促進する。集落の再編整備については、地域住民及び市町村の意向を踏まえ対応する。

2 地域コミュニティの形成等

集落の維持・活性化のためには、まずは、地域住民自らが地域を見つめ直し、地域資源の活用や課題解決に向けて話し合い、実践を重ねながら地域の将来づくりに取り組むことが重要であることから、そのための伴走支援を継続する。

また、地域コミュニティの形成に向けては、買い物や公共交通、医療、介護、防災、物流、教育などの生活サービス機能や住民同士が交流するコミュニティ機能を維持・確保するため、「小さな拠点」の形成を促進するとともに、集落単独での対応が難しい課題等については、複数集落のネットワーク化等により、集落同士の機能補完に向けた取組を促進する。

今後は、町内会など従来の組織の運営が困難となるケースが増えることも懸念されるため、集落内における女性や若年者層など新たな担い手を発掘するとともに、県内外の大学生や民間組織等のアイデアや知見を取り入れるなど、多様な主体による地域運営組織（ＲＭＯ）の形成に向けて、交流機会の創出や人材育成への支援等を進めていく。

加えて、地域において、安定的な雇用環境と一定の給与水準を確保した職場をつくり出し、中小企業等の事業の維持・拡大に寄与する特定地域づくり事業協同組合制度の活用を促進する。

第11 地域文化の振興等

1 地域文化の振興等の方針

地域に根ざした芸術文化は、そこに住む人はもとより、これを愛する多くの県民の貴重な財産であり、本県ならではの芸術文化が先人から若い人に伝えられ、磨かれ、そして新たな価値が創造されていくことは、地域の魅力向上や元気創造につながるものである。

そのため、多くの県民が文化活動に参加し、親しむことができる環境づくりや文化の継承・発展、新たな文化の価値創造等に向けた取組を推進し、地域の活性化につなげていく。

2 地域文化の振興等に係る施設の整備

過疎地域においては、これまでも文化資産の保存に努めてきたが、地域コミュニティの低下や集落の高齢化に伴う後継者不足も加わって、地域文化の継承が難しくなっている。

また、地域住民が気軽に地域の文化資産や伝統文化に触れることができる機会の創出が課題となっており、地域に残された貴重な伝統文化、歴史、芸能を保存し、ほかの地域の人々に紹介する文化振興施設の整備を望む声もある。

3 地域文化の継承及び美しく風格のある県土の形成

過疎地域には、伝統ある祭りや年中行事、民俗芸能など生活に密着した地域文化が受け継がれているほか、地域が誇る文化資産や良好な景観、町並み及び民家が存在している。

このような地域文化及び景観を絶やすことのないよう大切に育みながら守り、また、地域の活性化につなげていくため、次の施策を推進する。

(1) 地域文化の魅力を再認識する事業の推進及び美しい景観の保全

地域が育んできた文化を守り育て次世代に継承するため、後継者育成や発表の場の充実など民俗芸能等の継承支援に取り組みながら、県内外に広く魅力を発信するとともに、お互いの持つ文化を理解し、相乗的に地域文化への関心度が高まるよう努める。

また、市町村の景観行政団体化を推進するなど、過疎地域が有する良好な景観を保全・活用し、美しく風格のある県土の形成による地域づくりを図る。

(2) 児童生徒への啓発

過疎地域の小・中学校及び義務教育学校の児童生徒に対して、自分が住んでいる地域の歴史・文化（下記を参照）に対する理解を深めるための時間を設けることにより、地域文化の後継者として活躍することを期待するものである。

過疎地域の小・中学校及び義務教育学校における取組

- | | | |
|-------------|----------|----------------|
| ・ 民謡・おどり | ・ こけしづくり | ・ 陶芸・やきもの（土人形） |
| ・ 伝統工芸（絵灯籠） | ・ 神楽 | ・ むかし話 |
| ・ 伝統太鼓 | ・ 伝統あそび | ・ 盆踊り |
| | | ・ 史跡巡り |

第12 再生可能エネルギーの利用の推進

1 再生可能エネルギーの利用の推進の方針

本県は、県土が広く、自然環境にも恵まれ、温室効果ガスの排出量が少ない再生可能エネルギーが豊富に存在している。こうした中、県内では再生可能エネルギーの導入量が着実に増加するとともに、洋上風力発電を始めとする新たな取組も進んでいる。

国のエネルギー基本計画では、D Xやグリーントランスフォーメーション（G X）の進展による電力需要増加が見込まれる中で、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入する方向性が示されており、こうした状況を踏まえ、本県の有するポテンシャルを最大限に生かし、国が目指す電源構成の実現に貢献するとともに、再生可能エネルギーの導入拡大を県内での関連産業の振興につなげる取組を推進し、地域の持続的発展につなげていく。

2 再生可能エネルギーの導入拡大

再生可能エネルギー発電事業は、豊富な自然エネルギーを活用した本県ならではの産業であり、その設備整備は地域の経済を活性化する大きな投資であるとともに、運転開始後は安定した地場産業となるものである。

このため、国が目指す電源構成の実現への貢献を図るとともに、地域の経済の活性化に寄与する再生可能エネルギーの導入拡大を推進していく。

3 再生可能エネルギーの活用

国のG X2040 ビジョンでは、D XやG Xの進展による電力需要増加に対し、再生可能エネルギー電源の集積地域にG X産業の集積を加速させる「G X産業立地」の考え方が明記されている。

加えて、E Uの炭素国境調整措置をはじめとするカーボンプライシングの取組拡大により、産業界においてC O₂フリーの電力での製造を求める動きもあり、これらに対処するためには、再生可能エネルギーの地産地消を推進する必要がある。

一方で、電源の調達や需要の拡大などの課題があるため、関係機関との調整等を図りながら、これらの取組を進めていく必要がある。